

官報号外

昭和五十四年九月七日

○第八十八回 参議院会議録第四号

昭和五十四年九月七日(金曜日)

午前十時三分開議

○議事日程 第四号

昭和五十四年九月七日

午前十時開議

第一 国務大臣の演説に関する件(第三日)

第二 医薬品副作用被害救済基金法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 薬事法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 養護学校の義務化に伴う教育整備等に関する請願

第五 大幅私学助成に関する請願

第六 義務教育諸学校の新增設に対する国庫負担等に関する請願

第七 教育の保障に関する請願(三件)

第八 出版物再販制の廃止反対に関する請願(七件)

第九 元陸海軍従軍看護婦の待遇に関する請願(五件)

第一〇 旧軍人恩給等の改善に関する請願(三件)

第一一 重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願

第一二 国民健康保険組合療養費補助金の増率等に関する請願

第一三 国の保育予算の大幅増額等に関する請願(五件)

第一四 民間保育事業振興に関する請願

第一五 公立保育所の増設等に関する請願(二件)

第一六 重度戦傷病者と家族の援護に関する請願(二件)

第一七 一般戦災死没者の遺族援護に関する請願

第一八 重度戦傷病者に対する処遇改善に関する請願

第一九 本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、国家公務員等の任命に関する件

一、日程第二及び第三

一、恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第四より第一八まで

一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続する件

○議長(安井謙君) これより会議を開きます。

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第三日)

昨日に引き続き、これより順次質疑を許します。白木義一郎君。

〔白木義一郎君登壇、拍手〕

○白木義一郎君 私は、公明党を代表して、大平

総理の所信表明演説に対し質問をいたします。

総理は、所信表明において、一連の航空機輸入

に絡む疑惑に対し、政治倫理の確立を呼びかけておられます

おられます

が、いまや国民の大きな関心事ともなっているこの航空機疑惑解明に積極的な姿勢であります。

ところが、総理の所信には、疑惑解明への実現

が疑惑解明に対する政権の姿勢に対し不満を持つ

ていることが明らかにされております。

私たち公

明党を始め野党が具体的な提言を発表し、その実現

を強く迫っている以上、政府みずからが全力で取

り組むことこそ総理の言う政治倫理確立への第一

歩であると思うのであります。

総理の御決意を

伺いたい。

次に、このようないくつかの贈収賄事件の温床ともなつて

いる政治資金の問題についてお尋ねいたします。

政治資金規正法は、運用の理念として、政治資

金は民主政治の健全な発達を希求して拠出され

る公明正大に收受しなければならないとあります。

政治資金は全部が全部淨財とは言えず、特定

かつ具体的な目的のもとに授受されるものも少な

くないというのが実態であります。たとえば二千

万円以上の大口献金は從来から鉄鋼、銀行、商

社、私鉄などの業種に限られております。これは

民主政治の健全な発達を希求するという無色な獻

金とは言ふべきことを示しております。いわば色

のついた政治献金であって、これを調査し排除す

る機能を現行の政治資金規正法は持っております。

これについて総理はどのように考えられて

いるのか、お伺いいたします。

さらに、このひものついた政治資金の授受は賄

賂性を持つてくることも少なくないのであります。

このような政治資金が日常一般的に行われて

いるということは、政界に連続する贈収賄事件、

選挙における猛烈な買収事犯と表裏一体の構造を

なしていると思うのであります。したがって、当

面の最大の課題は、現行規正法に政治資金の授受

における社会的な責任を明確化し、政治資金の授

受を淨財に限り、賄賂性のものは排除するとい

う機能を持たせることであります。

具体的には、まず企業献金の禁止を早急に実現

すべきであります。また、何らかの形で政治資金

の授受を調査する機能を設けることは必要不可欠

の措置と考えますが、これらの具体策について總

理は次期国会に提出することを約束できるかどうか

か、伺っておきたいと思います。

さらに、今国会でも選舉浄化特別措置法案の提

出は遺憾ながら見送られるようですが、巷

では選挙法や政治資金規正法改正のために總理

の請問機関である第八次選挙制度審議会を発足さ

せる意向と言われておりますが、総理の真意をお

尋ねたいします。

次に、財政再建についてお尋ねいたします。

昭和五十年度以降、毎年財政特例法による赤字

国債を発行し続け、本年度においては実に國家予

算の三九・六%を国債発行により賄うという重大

な事態に立ち至っております。財政再建は、總理

の言われるような行政経費の節減、すなわち福祉

の見直し、切り捨てを含む安上がり政府の推進

や、一般消費税を初めとした国民負担増によつ

て再建するやり方は疑問を持たざるを得ません。政

府は五月中旬からサマーレビューと銘打つて華々

に見直し、切り捨てを含む安上がり政府の推進

や、一般消費税を初めとした国民負担増によつ

て再建するやり方は疑問を持たざるを得ません。政

</div

りをまず前提条件に予算編成過程の合理化を行わないで実行不可能だと思いますが、総理の財政再建への具体的手順を示していただきたい。

第二に、わが國財政の國債依存率は昭和四十一年度は約四%から一〇%台であったものが、本年度は約四割の借金依存であります。國債利払いを含む國債費は四兆七百八十四億円となり、一般会計歳出予算の一割以上を占めるに至っております。このような國債の巨額発行が行われた原因は、政府の財政政策の失敗にはかなりません。したがつて、國債発行下での財政では、歳出要因の積み上げによる増分的予算編成ではなく、租税收入と消化可能な國債発行による歳入の額を最優先に決定化し、その歳入の範囲内に歳出を削るという歳出削減の年次計画をつくる方式にすべきではないでしょうか。總理のお考えをお伺いいたします。

第三に、わが國の財政悪化の三大要因と言われる國鉄、健保、食管、つまり三Kについてであります。

国鉄は、年間の収入で人件費と動力費を賄うのが限界であり、減価償却費も支払い利息も出せない、企業としては破産状態にあります。また、政府管掌健康保険についても、本年度末には五千六十億円、日雇健保を加えると八千八百五十三億円の赤字になります。食糧管理特別会計においても同じように巨額の赤字が出ています。この三Kの三大赤字要因の解決は、従来の増分方式による予算編成では不可能であり、抜本的改革なくしてはできません。三K赤字解消についての總理の具体的策をお伺いしたい。

関連して、陸上公共交通整備特別会計についてお聞きいたします。

この特別会計については、昨年の要求の際、受益者負担の原則からはずれ脱しているとの批判もありましたが、五十五年度より新しく特別会計を設置するかどうか、明確にしていただきたい。

関連して、陸上公共交通輸送整備特別会計についてお聞きいたします。

この特別会計については、昨年の要求の際、受益者負担の原則から逸脱しているとの批判もありましたが、五十五年度より新しく特別会計を設置するかどうか、明確にしていただきたい。

第四に、税制についてであります。

大内閣は「信頼と合意の政治」をキャッチフレ

レーズに登場いたしました。しかし、この言葉とはうらはらに、財政赤字解消のために、政府の歳出削減への怠慢と無策をたな上げし、国民に一般消費税か所得税増税かの二者択一を迫るとは、断じて許すことはできないのであります。総理は七月二十四日の記者会見で、国債にはこれ以上依存するわけにもいかず、結局は一般消費税か所得税かということになると発言し、さらにその前にも、二百万円ないし四百万円の所得者層や農家に対する増税を強調し、国民を不安と増税不可避の環境に追い込んでおります。しかし、先進国に比べ、住宅、老後の問題が解決されておらぬ現状を考えた場合、一般国民に対する増税を図ることは大問題と言わざるを得ません。歳入増を國庫のためには、まず我が党がかねてから繰り返し主張しております不公平税制の抜本的改善を行うことが先決であります。総理は、国民生活の現実を無視し、財政再建のための一般消費税率導入に血道を上げられておりますが、まず利子・配当所得、租税特別措置等の不公平税制を洗い直すべきであります。総理の取り組みへの決意を明確に述べていただきたい。

三四四件、統合した補助金は七十九件となつてお
り、本年度においては補助金の整理は相当進んだが
ようであります。政府発表の一般会計予算の補
助金調べによりますと、五十三年度は十一兆五千
九百五十八億円、本年度は十二兆八千八百五十二
億円と件数では相当の減少になつたにもかかわら
ず、金額では逆に約一兆三千億円も多くなつてお
ります。一体、政府の補助金整理とはいかなること
とか、全く理解ができないのであります。ともかく
、国家予算の三分の一を占める補助金の整理、
減額なくしては財政再建はできません。総理の決
意をはつきりと示していただきたい。

石油製品の高騰は余りにも異常であります。わが党がこの八月に実施した実態調査では、昨年末の価格に比べてガソリン三一・九%、灯油四〇・三%、軽油四五・九%、農林漁業用A重油に至っては実に五四・九%にまで値上がりしております。国民の最も身近な灯油を例にしてみれば、ある県の平均では、昨年末六百三十一円で買えた灯油が現在では千十六円、千円以上の県も數多くに上っております。国民生活に深刻な影響をもたらしております。このような状況に加えて、通産省は石油製品に対する行政介入はやらないとの発表をしておりますが、これは実質的な石油製品値上げの公認につながるものと受け取れます。政府の石油製品に対する価格政策はどうされるのか、見解を伺いたい。

また、この冬の灯油価格はどの程度が適正と考えているのか、明らかにしていただきたい。

価格の高騰とあわせて心配されるのが製品の行き不安であります。本格的な需要期を迎える灯油について、実態調査では、寒冷地の北海道や東北方面では八割以上の人人が供給状況の悪化を訴え、全国平均でも七割以上の人たちが不安を強いております。秋口以降の供給量は完全に確保できるのかどうか、明確なるお答えをいただきたい。

あわせて、漁船用燃油やハウス、イグサ、たばこなどの農業用燃油、さらにはバス、トラック等の運搬用燃油の供給確保についても、その見通しをお伺いしたい。

次に、国民が当面する生活の諸問題についてお伺いいたします。

第一に、物価の問題であります。

物価は、昨年十一月より今日に至るまで卸売物価の高騰が続いており、本年七月は、対前月比一・九%、年率にして二五・三%という高い上昇率を示しております。あの狂乱物価を招いた石油危機以来の上昇率となつております。このような

石油製品の高騰は余りにも異常であります。わが党がこの八月に実施した実態調査では、昨年末の価格に比べてガソリン三一・九%、灯油四〇・三%、軽油四五・九%、農林漁業用A重油に至っては実に五四・九%にまで値上がりしております。国民の最も身近な灯油を例にしてみれば、ある県の平均では、昨年末六百三十一円で買えた灯油が現在では千十六円、千円以上の県も數多くに上っております。国民生活に深刻な影響をもたらしております。このような状況に加えて、通産省は石油製品に対する行政介入はやらないとの発表をしておりますが、これは実質的な石油製品値上げの公認につながるものと受け取れます。政府の石油製品に対する価格政策はどうされるのか、見解を伺いたい。

また、この冬の灯油価格はどの程度が適正と考えているのか、明らかにしていただきたい。

価格の高騰とあわせて心配されるのが製品の行き不安であります。本格的な需要期を迎える灯油について、実態調査では、寒冷地の北海道や東北方面では八割以上の人人が供給状況の悪化を訴え、全国平均でも七割以上の人たちが不安を強いております。秋口以降の供給量は完全に確保できるのかどうか、明確なるお答えをいただきたい。

あわせて、漁船用燃油やハウス、イグサ、たばこなどの農業用燃油、さらにはバス、トラック等の運搬用燃油の供給確保についても、その見通しをお伺いしたい。

次に、国民が当面する生活の諸問題についてお伺いいたします。

第一に、物価の問題であります。

物価は、昨年十一月より今日に至るまで卸売物価の高騰が続いており、本年七月は、対前月比一・九%、年率にして二五・三%という高い上昇率を示しております。あの狂乱物価を招いた石油危機以来の上昇率となつております。このような

すでに消費者物価に波及しております。日本経済の先行き不安を助長する結果となつております。

昭和四十八年の石油危機に際しては、国際収支の大幅黒字による外貨の流入と財政金融政策による過剰流動性の発生により、物価は先進国中最上の上昇率を示し、狂乱物価の発火点となりました。現在、景気は上昇過程にあり、緩和された財政金融政策に加えOPECの原油値上げが行われ、しかも相次ぐ大量公債の発行で財政インフレの危惧されている今日、狂乱物価が再現する危険性はないのか、政府の明快な御見解を承りたい。

さらに、卸売物価のこうした上昇は、消費者物価にも及ぶとともに、原油が値上げされることにより輸入面の支払いが増加し、国際収支の赤字幅が拡大することが予想されます。したがって、今年度の政府経済見通しは大幅に修正が必要になります。

また、伝えられるところによりますと、卸売物価と經常収支については手直しを必要とするが、成長率と消費者物価については目標値を達成することが可能だということになりますが、だとすれば、その根拠は一体何なのか、改めてそれを明確にしていただきたい。

次に、公共料金の値上げについてお尋ねいたしました。

今年度に入り、すでに国鉄、公立学校入学金、高速道路料金、タクシー料金の値上げが実施されています。さらに、秋から冬にかけては、健保、たばこ、航空運賃、消費者米価、郵便料金等の値上げが予想されており、こうした公共料金の値上げは、物価の高騰を誘発し、国民の生活に深刻な影響を与えることになります。したがって、公明党がかねて提案をしておりますように、生活必需的なサービスの最低保障、所得応能負担、受益者負担という三原則を適用、組み合わせた国民福祉料金体系を確立すべきだと思いませんが、いかがでしょうか。

第一は、雇用の問題です。

わが党は、不安定な女子労働者の就労状況について政府に追跡調査するよう要望してまいりましたが、一日でも早く女子労働者の就労機会の改善、均衡化を図るため、単なる行政指導だけではなく、もつとい切った年齢差別禁止や性差別禁止法等の法制化を急ぐことが大事であると思いますが、深刻な問題を抱える女子労働問題についてどう取り組んでいくつもりなのか、明確なる対応策を示していただきたい。

第三は、福祉の問題です。

わが党は、去る八月十三日、母と子の健康確保増進を図るため、母子保健法全面改正を広く国民に訴え、百万人の署名運動を行いました。現行法は、社会保障制度審議会の「引き続き改善する」との条件つき答申で認められて法制化されたようになります。たとえば、母親と児童の健康診査について、法律上は三歳児健診に限定され、母親の検査に至っては実際にはほとんど行われていないのが現状であります。また、妊娠した婦人に対する国の補助は、母子手帳一冊と無料診察券二枚だけというまことにお粗末な対応であります。わが党は、さきの八十五回において、出産費十五万円を限度として、社会保険と調整して支給する等の具体的措置を盛り込んだ母子保健法一部改正案を提出したのであります。

第一に、年金の制度格差と年金水準を明確にするために、わが党の主張する国民基本年金制度の早期実現を図り、老齢・寡婦年金は労働者の賃金を基礎として所得を保障すべきである。

第二に、老齢福祉年金はわが党の主張により先月から月額二万円の支給が実施されています。が、今後の改善計画はいかがですか。

第三に、遺族年金は現在老齢年金の五割支給であります。が、今後支給率の引き上げないしは増額によるスモン訴訟の判決は、すべてが判で押しが、いかがですか。

第四に、年金に対する非課税を目指し、さしあかし、国及び一部の製薬会社は、患者の救済を行つたように國と製薬会社の非を戒めています。しかし、國及び一部の製薬会社は、患者の救済を行つた老齢年金特別控除額を百二十万円に引き上げてはどうか、政府の見解をお伺いしたい。

の基盤を必死に支えるため、無謀とも言える膨大な補助金の給付や租税特別措置を断行して特定集団の利益供与を行つて、その財源確保のため中低所得者の増税か一般消費税か、つまり国民を踏み台にして権力の延命を圖らうとするその姿は、まさに悲しいと言うほんとはございません。國民に対しまことに不誠実に満ちたものであり、あたかもネコがネズミをねらうがごとき細視徐行の政治姿勢と言わざるを得ません。

官 報 (号 外)

いまこそ、八〇年代に向けて、財政、エネルギー、食糧、人口等の諸問題を抱え、國を挙げて一致協力せねばならぬときに当たり、大平内閣は、その発足時あなたたみずからが言われた「國民と苦樂をともにする」との政治姿勢に立ち返り、だれもが納得する政治を実行されるよう猛反省を促して、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(大平正芳君) 白木さんの第一の御質問は、疑惑の解明と政治不信との関係についてでございました。疑惑の解明に熱心でなければ政治不信を解消することにならぬぢゃないかという御指摘でございました。

私も全く同感に存じております。したがいまして、政府の立場において可能なことはあらゆることをやつたつもりでございまするし、国会の国政調査権の発動につきましては政府の立場で協力を惜しんだことはないわけでござります。今後もこの態度は堅持して究明に当たりたいと考えております。

第二の、白木さんは政治資金規正法は色づいた政治献金を排除する機能は持っていないという御指摘でございまして、それを改正する意図はないかという意味の御質問でございました。

政治資金規正法というのは、私の理解するところでは、政治献金の公開制度をとり、一方、寄付金の制限を通じまして政治活動の公明を保障しようと立法趣旨に出たものと思うのでございまして、あなたが言われるような政治献金の一つ一

つに色合いを規制するという精神は含まれていなと思います。わざと政府と関係の深い企業からの献金を禁じておるとかあるいは赤字会社からも献金を禁じておるとかいうところに片りんが出ておりますが、趣旨は公開と寄付金の制限というところに力点が置かれた制度であると思っております。したがつて、そういう色のついた政治献金の規制という問題は、政治資金規正法ではなくて、他の立法に期待すべきものではないかというように私は考えます。

それからあなたは、これに連いたしまして、企業献金を廃止すべきでないかという従来の御主張をきょうも強調されたわけでございます。

私は、企業といえども社会的存在である以上、企業が政治献金をして悪いという性質のものではないと思います。ただ、これは漸次企業から個人献金に移行するよう努力すべきであると考えまして、わが党におきましてもそういう方向に鋭意努力をいたしておりますことは、御理解をいただきたいと思います。

それから選挙制度の改正のために第八次選挙制度審議会の発足を考えているかということをごぞいます。

この間も政府の協議会からいろいろ御提言を

ちょうだいいたしておりまして検討を進めておりましたが、あるいは検討の推移によります。

そこでまず、そのうちの一つは、年次計画をつくるべきでないかという御指摘でございま

す。その次に、いわゆる三Kの赤字解消について具

体策を示せということをごぞいました。

まず、国鉄でござりますけれども、国鉄再建問題につきましては、七月二日、国鉄より国鉄再建

の基本構想案というものが出てまいりました。

このほど運輸省からもその考え方を踏まえて大蔵省に対し五十五年度概算要求が行われたと承知いたしております。今後五十五年度予算

編成の過程におきまして国鉄財政再建の抜本策を

見出していきたいと考えておりますけれども、

現下の財政事情等にかんがみまして、国鉄に対し

ましては徹底的な経営改善を求める必要があると

考へております。

健保関係でございますが、医療保険につきまし

ては、今後の安定成長経済下における人口の急速

な老齢化、医療の高度化の伸展等に対応いたしま

して給付と負担の両面にわたりまして制度の基本

的な改革を進めなければならぬと考へております。

その第一歩といたしまして、給付と負担の適

正化、家計の高額な負担の軽減等を目的といたし

ます健保法の改正を提案いたしております。

そこでまず、その一つは、きのうも竹入委員長から衆議院におきまして中期財政計画というも

の段階でいたしますか、まだ具体的な考へは今日

持っております。

それから財政再建の具体的な手順を示せという

ことでござります。

財政再建は、この間も演説で申し上げましたと

おり、いま大に抱えておりまする赤字国債とい

うものをこと四、五年の間に解消していくとい

うことを通じまして財政の体質を改めて、これから

先財政が担うべき役割りを十分果たせるだけの健

康体に取り戻したいという趣旨のものでございま

して、あなたが言われるような政治献金の一つ一

つに色合いを規制するという精神は含まれていな

いと思います。わざと政府と関係の深い企業が

らの献金を禁じておるとかあるいは赤字会社から

の献金を禁じておるとかいうところに片りんが出

ておりますが、趣旨は公開と寄付金の制限とい

うところに力点が置かれた制度であると思っており

ます。したがつて、そういう色のついた政治献金

の規制という問題は、政治資金規正法ではなく

て、他の立法に期待すべきものではないかとい

うように私は考えます。

それからあなたは、これに連いたしまして、

企業献金を廃止すべきでございます。

私は、企業といえども社会的存在である以上、

企業が政治献金をして悪いという性質のものでは

ないと思います。ただ、これは漸次企業から個人

献金に移行するよう努力すべきであると考えま

すが、そりたつことにさらに年々もし経済が好

調に推移いたしまして極力歳出の消滅に努めま

すが、そりたつことに自然増収が期待できますな

うに努めますということが第二でございまして、

第三は行政費の節減を図らなければなりません

で、行政機関、行政定員の厳しい抑制、既定経費

の見直し等によりまして極力歳出の消滅に努めま

すが、そりたつことにさらに年々もし経済が好

調に推移いたしまして自然増収が期待できますな

うに努めますということが第二でございまして、

第三は行政費の節減を図らなければなりません

れにはいろいろなとり方がございまして、私は、これは特定の政策目的のために課税の原則を犠牲にする税制を言うのだと思うのでございまして、企業会計の原則上認められたいろいろな引当金、準備金等に非常に重課していくというようなことがいろいろ云々されておりますけれども、それは不公平税制の是正とは言えないと思っておりますが、いずれにいたしましても、不公平税制の是正というものは、これまでも政府は毎年毎年鋭意やつてまいりたわけございまして、ことしも、御案内のように、社会保険診療報酬課税の特例の是正でございますとか、有価証券譲渡益課税の強化でございますとか、価格変動準備金の段階的整理等も含めましていろいろ進めてきたわけござります。今後も私どもはこの方面には相当思い切って周到な切り込み方をしていかなければいかぬといろいろ考えておるわけでござります。たとえば、利子・配当の総合課税の問題につきましては、いま税制調査会で総合課税移行について御審議をいただいておるわけでござります。ただ、世上、大口資産家に対する課税あるいは富裕税、大企業に対する重課というような点について御指摘がございまして、われわれは皆さんの御指摘を受けるよろしいでござりますが、それで、世間八十六日の備蓄を起点として始めようと考えておりまして、いままでの規模を上回る定員の削減をやりたい。いろいろな行政機構の改革にいたしましても、行政の簡素化にいたしましても、収斂するところはやつぱり定員の削減に帰一してまいるわけでござりますので、それについては新しい計画で臨みたいまして、わざわざは皆さんの御指摘を受けるよりも事なく過ぎたわけでございますが、下半期も恐らく必要とする石油需要は充足されるものと配慮いたしますし、万一何らかの事情で多少の落ち込みがございましても、民間八十六日の備蓄を持っておりますし、政府備蓄は一週間ございまして、そのためには、多少それを崩しても供給に不安がないよういたしていきますから、そういたしますと何も買わざる必要もないわけでござりますので、皆様が心配するような、価格が高騰するといふようなことは御懸念がないことと思うのですが、それからいままでいろいろな問題については十分な検討を加えました、他の諸外国には類例を見ないだけの急速な累進課税をいたしておりますことも御理解いただきたいたいと思いますが、それでもなお切り込む余地がないものかということで鋭意検討を重ねておりますが、何さ�数が少ないことでござりますので、自領の財源をこれに期待して財政再建はこういう税源からくみ上げる金で十分賄えるでないかという大まかな見通しにつきましては賛成いたしかねるわけでござります。

それから行政改革を本気でやる意思があるかといたことでござります。

私はかねがね行政改革というのは非常にむずかしいということを申し上げたのでござります。行政改革には非常に牢固たる官僚組織というもののが

背後にあるわけございまして、これはなかなか手に負えない存在でござりますので、これが簡単にやれるような安易な取り組み方をやつては行政改革などというものは結実するものではない。これまで日本の歴史を見ましてもそのことは皆さんよく御承知のことと思うのであります。非常にむずかしいことだということを頭に置いて真剣に取り組むことでなければ政治にならぬと思うのでござります。行政改革をやるやることはやさしいのでござりますけれども、われわれは政治の責任として実効を上げてまいらなければならぬのでござりますから、どのようにして実効を上げなければならぬかということにつきましては、まさに苦吟を重ねておることは御理解をいただきたいと思います。

ことしは、第一には新しい人員削減計画を明年度を起点として始めようと考えておりまして、い

ままでの規模を上回る定員の削減をやりたい。い

四

し、宅地供給等につきましては建設大臣からお願
いをすることになります。

いずれにいたしましても、財政再建について、政府の施策による責任を安易に国民に転嫁するようなことはいけないではないかという最後の御警告がありました。政府も好きこのんで積極財政を展開して赤字をふやしたわけではないのでありますまして、石油危機を克服いたしまして国民の経済と生活を守るためにどうやるかというあらしを一こし吹き飛ばすところまで、二三ヶ月近く、垦新

が回復する過程で財政の体質を漸次もとに戻していくだこうということをお願いしているわけでございまして、すべてが國民のためであるといふとを御理解いただきたいと思います。(拍手)

○國務大臣(江崎真澄君) 第一点は、中東諸国並びにメキシコ訪問の成果いかんと、こういうお尋ねでござります。

ト、サウジアラビア、アラブ首長国連邦など、いわゆる沿岸諸国を訪問して各国首脳といろいろ意見の交換をいたしましたところであります。

するならば、熱心な回教徒でありますから、要するに、われわれに与えられたこの石油というものは神様の物だ。したがって、その石油を使って経済を繁栄させ、幸せになる、高度な技術を開発

して近代化ができる国があるとするならば、その國々に油を提供することは神のおぼしめしであろう。ところが、それによって経済力を拡大し、高度な技術を開発した国が、またその燃料を供給しこそに支那多云々と云ふべき勢力として、まるで

とも神のおぼしめしだと思うがいかん、こういう一言に尽きると思うのです。

をすつかり改めまして、いま現在自分たちは脱石油五ヵ年計画というものを計画しておる。五ヵ年

それもしないで需給のバランスを乱してしまう。本当に5%節約をやってくだされば需給バランスは乱れないじゃありませんか。需給のバランスが乱されるからわれわれ供給国としては段階を上げることにもなるし、どうぞ節約を続けてもらいたい、できるだけ私どもも消費国の経済に激変を与えないよう増量しましよう、こういう思想ですかねえ、私はやっぱり節約を徹底することは今後といえども消費国日本の大きな命題であるというふう思ふよ。

それから八月の中旬にメキシコなどを訪問しました。メキシコにおきましては、ボリティーリョ大統領を初め、オティサ固有財産・工業振興大臣、あるいはモクテスマ経済発展計画調整委員長等々

いろいろと話し合いをいたしました。これは油っこいというよりも、やはり関係を深めようということで出かけたわけでありまするが、メキシコ原油の対日輸出を明年以降開始するということで合意ができました。これは新聞等でも御存じのとおり

あります。八〇年から十年間にわたる長期美約で、とりあえず八〇年は一日十万バレル提供をしましよう、八一年からは増量を前向きに検討しようということで合意いたしました。さるかわ

わが方としても、鉄道プロジェクト、臨海工業地帯の開発、それから国鉄の電化——あの国は御承知のとおりアップ・ダウンの非常に多い国で、日本とやや地形も似ております。それからその他の日暮合弁事業の協力プロジェクト等につい

この訪問を通じて私が気がつきましたのは、いよいよ白木さんがおっしゃるよう、産消対話というものはやっぱり必要なことである、これはもう言うべきではない、ここでおきながら、寺田、通産大臣

は毎年一遍ぐらいはやっぱり經濟安全保障と言ふならば中東なりそれの産油国を訪問してコミュニケーションを深めることは本当に必要だと
いうことを痛感した次第であります。私が行つておりまする間に、イラクにはペール首相が来て

おりました。クウェートにはフランスの国防相、サウジにはアメリカのストラウス、ア首連にはジスカールデスタン大統領が給油に事寄せて四時間ぐらい話し合いをするというわけであります。大平總理にも私は帰りまして申し上げたことですが、機会を得てぜひひとつまた訪問をしていただきことができるようお願いをしておるところであります。總理においても検討を願っております。

さて、第二の灯油の問題であります。灯油の小売価格が、現在、八月の時点では、東京都内ですが、これは十八リットル当たりで配達が平均千四十円になっております。これは昨年の暮れに比較しまするというと約四〇%程度の値上がりであります。ところが、御承知のとおり元売り企業による石油製品の値上げ、これは対外要因でありまするが、これは四五から五〇%程度外的要因で上がつておるわけであります。これは円ペースの変化も入れております。それから見ればまあ妥当な線をいつておるというのが今日の状況であります。

灯油についての価格介入をなぜやめたのかといふ御質問もございましたが、これは御承知のように、A重油とか軽油とか灯油、これは中間留分と言つておりますが、非常に燃料として似ております。そこで、灯油だけが不當に政府介入によつて安いということになりますと、軽油に灯油をまぜて使う、A重油と一緒にたいてしまうということになりますして、本当に冬の最需要期に灯油が必要になると、これは需給を根本的に乱すことになります。

したがつて、市場の自然に任せせる、やっぱり市場メカニズムに任せることが大切であるということでおどろく政府介入をやめたわけであります。しかし、冬場に向けての灯油は北海道及び日本海側においては生活必需品であります。したがつて、現在私どもは、上期においては石油供給計画上のいわゆる所要在庫水準、これは灯油の六百四十五万キロリットル、これは去年よりも多い在庫の積

み増しをして最盛期に備えておるわけでありま
す。手段の買いためだと買ひ急ぎなどする必要
はありません。そういういわゆる仮需要が起ころ
ない限り絶対不安はないと言つて私ども約束をし
ておるところであります。十分これには責任を
持つて今後とも対処してまいりたいと思います。
節約の大切なことは申しますまでもございません。
それから漁船、農業、運搬用燃料の供給確保の
見通しいかん。

これにつきましては、先ほど総理からもお答え
がありましたように、やはり石油供給計画に近い
量を確保することが何より大大切であります。

上期においては、幸い積み増し分を除けば前年よ
りも相当量を輸入することがでできたわけであります。

下期におきましても、中東等国際情勢は必ず
しも安定しておるとは言いかたい状況ではありま
すが、しかし、穏健国を初め誠意を持って、サウ
ジアラビアなども百万バレル、アラビアなども五十
万バレル程度の増量をしながら今後需要にこたえ
ようという姿勢を示しておつてくれます。した
がつて、私どもも、この輸入量で、やや値段が上
がりましたことはまことに遺憾なことであります
が、そうかといって、この値が上がったことに
よつて比較的いま量は順調に確保されつづけ
ます。今後といえども、漁船、それから農業、運搬
用燃料などに不足を来さないよう十分責任を
持つてこれらに対処してまいりたいというふうに
考へます。(拍手)

○國務大臣栗原祐幸君登壇 拍手) 【國務大臣栗原祐幸君】 私に対する御質問は、

女子労働者の問題につきましては、行政指導だけ
ではないに、法的な措置を講じると、こういうよ
うに承りました。

政府といたしましては、雇用における男女平等
を確保するため、同一労働男女同一賃金、この
思想を徹底してまいつておりますし、また、昭
和五十二年度から、若年定年制あるいは結婚退職

等の制度を解消するためにいま鋭意努力中でござ
ります。

○國務大臣橋本龍太郎君登壇 拍手) 【國務大臣橋本龍太郎君】 まず第一点に御指摘

を受けました母子保健法の問題であります。確
かに制定後十数年を経過し、非常に状況の変わ
つた中で、現在のままでいいとは私どもも考え
ておりません。そこで、各分野の専門家の協力を

仰ぎまして、本年六月に家庭保健基本問題検討委
員会を発足させ、二十一世紀を見通した多角的な
観点からの母子保健の新しい制度、施策の検討を

お願いいたしております。

また、スモンの訴訟判決につきましては、主と
して葬事法上の国の責任のあり方につきまして上

級審の判断を仰いでおるわけであります。並行し
て、私どもとしては患者の方々との全面的な和解

に現在全力を尽くしておる最中でございます。

また、世界に類例のない高齢化社会を迎えるよ
うとする今日、国民の年金制度に対する期待とい
うものはきわめて大きなものがあるわけであります
し、政府としても老後の所得保障の中核となる年

金制度につきましては從来からその改善を図つて
まいりました。今後の年金のあり方ににつきまして
公明党を初め各方面から種々の御提案をいただい
ておりますが、政府としては、現行の個別制度を

前提としながら、年金制度が全体として整合性の
とれた発展を遂げるよう全体としての改善を進
めてまいりたいと考えております。

そこで、老齢福祉年金の今後の水準についての
御指摘を受けましたが、本年度の改正によりま
で、御承知のように、経過年金の一つであります
五年年金との間が百八円の差しかなくなつております。

この老齢福祉年金を初めとした経過年金の
あり方につきましては、かねてから年金制度基本

います。

なお、いわゆる男女平等法の制定につきまして

は、労働基準法研究会から報告がございまして、

その提案に基づきまして日下関係審議会で審議中

でございます。この審議を見ました上で対処いた

したい、こう考へております。(拍手)

○國務大臣橋本龍太郎君登壇 拍手)

【國務大臣橋本龍太郎君】 まず第一点に御指摘

を受けました母子保健法の問題であります。確
かに制定後十数年を経過し、非常に状況の変わ
つた中で、現在のままでいいとは私どもも考え
ておりません。そこで、各分野の専門家の協力を

仰ぎまして、本年六月に家庭保健基本問題検討委
員会を発足させ、二十一世紀を見通した多角的な
観点からの母子保健の新しい制度、施策の検討を

お願いいたしております。

また、スモンの訴訟判決につきましては、主と
して葬事法上の国の責任のあり方につきまして上

級審の判断を仰いでおるわけであります。並行し
て、私どもとしては患者の方々との全面的な和解

に現在全力を尽くしておる最中でございます。

また、世界に類例のない高齢化社会を迎えるよ
うとする今日、国民の年金制度に対する期待とい
うものはきわめて大きなものがあるわけであります
し、政府としても老後の所得保障の中核となる年

金制度につきましては從来からその改善を図つて
まいりました。今後の年金のあり方ににつきまして
公明党を初め各方面から種々の御提案をいただい
ておりますが、政府としては、現行の個別制度を

前提としながら、年金制度が全体として整合性の
とれた発展を遂げるよう全体としての改善を進
めてまいりたいと考えております。

そこで、老齢福祉年金の今後の水準についての
御指摘を受けましたが、本年度の改正によりま
で、御承知のように、経過年金の一つであります
五年年金との間が百八円の差しかなくなつております。

この老齢福祉年金を初めとした経過年金の
あり方につきましては、かねてから年金制度基本

構想懇談会におきましても検討をお願いをしてお
りましたが、当面の重要な政策課題としての対処
が必要であるという御指摘をいたしました。來

年度に予定しております国民年金制度全体の再検
討の中で経過的年金全体の水準の問題としてこれ
は取り組んでまいりたいと考えております。

また、遺族年金の支給率引き上げあるいは増額
という観点での御指摘を受けたわけであります。
が、確かに国際水準に比して遺族年金の水準が低
いことは私どももそのとおりであると考えております。
夫の死亡により残された遺族の生活の支え
としてのその意義はきわめて大きいわけであります。
して、かねてから、基本構想懇談会、また社会保障
院審議会の厚生年金保険部会からも、次回の再計
算においてこれに対処するようという御指摘を
いたしております。私どもとしては、その際特
に年金による保障の必要性の高いと思われる子供
のおられる寡婦の方、また高齢の寡婦に重点を置
いた引き上げを図つてしまいりたいと考えております。
いたいと考へております。

最後に御指摘を受けました老齢年金の非課税の
問題について、ことに老齢年金の特別控除額の引
き上げという点についての御指摘をいたしました
が、私どもは、年金だけではなく老人所得全体
の問題として、また高齢者扶養控除その他を組み
合わせた中で、将来に向かって努力をしてまいり
たいと考へております。(拍手)

○國務大臣渡海元三郎君登壇 拍手)

【國務大臣渡海元三郎君】 住宅問題についてお
答えを申し上げます。

○國務大臣(渡海元三郎君) 住宅問題についてお
答えを申し上げます。

国民の根強い持ち家取得に対する希望にこたえ
るために、本年度におきまして、住宅金融公庫の
貸付限度額を、個人住宅建設は八百五十万円から
九百五十万円に、分譲住宅の購入につきましては
七百五十万円から九百五十万円に、それぞれ引き
上げを行なうなど、土地つき住宅の融資に特段の配
意を行つたところであります。

また、中古住宅につきましても逐年制度の改善

を図つてしまいましたが、本年度におきまして
は、賃付戸数の増加、賃付対象地域の拡大及び賃
付限度額の引き上げを行つたところであります。

一方、税制面におきまして、本年度から新た

に登録免許税について、中古住宅に係る特例を設
けることといたしております。

次に、公営住宅への単身者人居については、地
方公共団体、学識経験者等の協力を得て、供給対
象住宅、入居対象者、住宅の管理体制、入居継続
の条件等について調査を行つておるところであり
ますが、その調査結果を待ちまして、関係行政機
関、地方公共団体と十分協議し、鋭意検討を加え
てまいり所存であります。

宅地供給長期計画につきましては、建設省とい
う条件等について調査を行つておるところであり
ますが、その調査結果を待ちまして、関係行政機
関、地方公共団体と十分協議し、鋭意検討を加え
てまいり所存であります。

四期住宅建設五ヵ年計画の策定とあわせて地域別
の条件等について調査を行つておるところであり
ますが、その調査結果を待ちまして、関係行政機
関、地方公共団体と十分協議し、鋭意検討を加え
てまいり所存であります。

宅地需給長期見通しを策定するため、現在そ
の作業を進めているところであります。

また、義務教育施設を含め、宅地開発に伴つて
必要となる関連公共公益施設の整備につきまして
は、従来から立てかえ施行制度を初め各種の施策
の活用によりまして促進を図つてきたところであ
りますが、今後ともその適切な運用により宅地開
発事業の円滑な推進並びに開発者の負担軽減に努
めでまいり所存であります。(拍手)

また、義務教育施設を含め、宅地開発に伴つて
必要となる関連公共公益施設の整備につきまして
は、従来から立てかえ施行制度を初め各種の施策
の活用によりまして促進を図つてきたところであ
りますが、今後ともその適切な運用により宅地開
発事業の円滑な推進並びに開発者の負担軽減に努
めでまいり所存であります。(拍手)

○議長(安井謙君) 上田耕一郎君。

【議長(安井謙君)】 上田耕一郎君。

○上田耕一郎君 拍手)

○上田耕一郎君 私は、日本共産党を代表して、

総理並びに関係大臣に質問いたします。

本臨時国会は、慣例を無視して、政府による一

方的な早期召集という異常な事態のもとで開かれ
ています。それが党利党略的な衆議院解散のため
であることは周知のことです。

衆議院解散の代表質問も示しておられますように、
国会が論議すべき問題は山積しているのに、本日衆議院解散

を強行しようとする計画が進んでいる理由は何な
ですか。

を図つてしまいましたが、本年度におきまして
は、賃付戸数の増加、賃付対象地域の拡大及び賃
付限度額の引き上げを行つたところであります。

一方、税制面におきまして、本年度から新た

に登録免許税について、中古住宅に係る特例を設
けることといたしております。

次に、公営住宅への単身者人居については、地
方公共団体、学識経験者等の協力を得て、供給対
象住宅、入居対象者、住宅の管理体制、入居継続
の条件等について調査を行つておるところであり
ますが、その調査結果を待ちまして、関係行政機
関、地方公共団体と十分協議し、鋭意検討を加え
てまいり所存であります。

宅地供給長期計画につきましては、建設省とい
う条件等について調査を行つておるところであり
ますが、その調査結果を待ちまして、関係行政機
関、地方公共団体と十分協議し、鋭意検討を加え
てまいり所存であります。

四期住宅建設五ヵ年計画の策定とあわせて地域別
の条件等について調査を行つておるところであり
ますが、その調査結果を待ちまして、関係行政機
関、地方公共団体と十分協議し、鋭意検討を加え
てまいり所存であります。

宅地需給長期見通しを策定するため、現在そ
の作業を進めているところであります。

また、義務教育施設を含め、宅地開発に伴つて
必要となる関連公共公益施設の整備につきまして
は、従来から立てかえ施行制度を初め各種の施策
の活用によりまして促進を図つてきたところであ
りますが、今後ともその適切な運用により宅地開
発事業の円滑な推進並びに開発者の負担軽減に努
めでまいり所存であります。(拍手)

また、義務教育施設を含め、宅地開発に伴つて
必要となる関連公共公益施設の整備につきまして
は、従来から立てかえ施行制度を初め各種の施策
の活用によりまして促進を図つてきたところであ
りますが、今後ともその適切な運用により宅地開
発事業の円滑な推進並びに開発者の負担軽減に努
めでまいり所存であります。(拍手)

○議長(安井謙君) 上田耕一郎君。

【議長(安井謙君)】 上田耕一郎君。

○上田耕一郎君 拍手)

○上田耕一郎君 私は、日本共産党を代表して、

総理並びに関係大臣に質問いたします。

本臨時国会は、慣例を無視して、政府による一

方的な早期召集という異常な事態のもとで開かれ
ています。それが党利党略的な衆議院解散のため
であることは周知のことです。

衆議院解散の代表質問も示しておられますように、
国会が論議すべき問題は山積しているのに、本日衆議院解散

を強行しようとする計画が進んでいる理由は何な
ですか。

官 報 (号 外)

ではありますか。

日本共産党は、すべての事態は、自民党が一部野党の協力で進めてきた路線と政策の完全な破綻と危険を示しており、その根本的転換の必要をいよいよ焦眉の急にしていると考えるものであります。危機の中で政策選択の幅が狭くなつたという一部野党の主張は、自民党政治を補完しようとする新与党化の口実でしかありません。そうではない、今日の危機の中から一層鮮明になつてきものは、腐敗し反動化した自民党政治をやめさせて、八〇年代に国の政治を革新するという歴史的事業の必要であります。すなわち、すべての革新勢力を結集して、一、大資本中心でなく国民本位の経済政策、二、軍国主義復活反対と民主主義の確立、三、日米軍事同盟と手を切つた中立化といふ革新三目標を実行する国民的課題であります。総理の言う曲がり角とは一体何から何への転換なのか、日本の政治の方向を息を詰めて見守つてゐる国民に対し責任ある構想を明らかにしていた

しかも、もし投票日が十月十日以前になると、公選法第二十二条の規定によつて、憲法で保障された選挙権を行使できなくなる新有権者が十五五万人も生まれるという重大事態になるのであります。こういう行政権の乱用は当然避けるべきであります。政治倫理の確立を第三の課題と述べた大平総理の、もつて範とするに足る倫理的な答弁を強く求めるものであります。

さて、総理は、所信表明の冒頭、「八〇年代を展望する曲がり角に立つ」云々の時局認識を示されました。振り返つてみますと、一九五一年の講和問題、六〇年の安保改定、沖縄返還にかかわつた七〇年問題と、くしきも日本の政治はほぼ三十年ごとに鋭い選択を問われてまいりました。八〇年代を迎えようとして、いままた日本は歴史的な選択に直面しております。インドシナや中東での新たな緊張、第二次石油ショックに見る資本主義世界の深刻な危機、インフレと財政破綻、子供たち

際、わが党が派遣した監視団の橋本敦彦議院議員に対しても、園田外相は政治的キャンペーンの場にしないことに賛成されました。アメリカと中国のベトナム侵略こそインドシナ難民をつくり出し

た歴史的原因であるにせよかわらず、逆に難民問題を利用してベトナム非難のキャンペーンを行っているアメリカや中国の行動に対し、政府は一度でも抗議と反対の意思表示を行ったことがあるのか。また、カンボジアの大量虐殺に対する見解、そのボル・ボト派を政権として承認し続けていても外務大臣の見解をお伺いしたい。

ところで、日本国民にとって重大なことは、四ヵ国同盟の軍事的な柱として日米安保体制が急速に強化拡大されつてあることとあります。たとえば、昨年十一月二十七日、日米防衛協力のための指針、いわゆるガイドラインが合意されて以後、米軍の指揮下で自衛隊に実戦的能力を身につけるための日米共同演習が一斉に拡大されてまいりました。従来、海上自衛隊と米海軍とのみだったものが、航空自衛隊と米空軍との共同演習が開始された。本年七月には月例化されました。訪米した山下長官とブラウン国防長官との間で共同演習を陸のレベルにも広げることが確認されておりま

米軍の沖繩上陸演習には、陸海空の自衛隊制服服幹部が見学と称して参加しました。米政府は日本の陸海空の三軍統合演習を希望しているると報道されています。

卷之三十一 五柳齋集

第三、政府は從来集団自衛権の行使は憲法上許されないという見解をとっていますが、安保条約に基づく日米の陸海空統合演習は当然集団的自衛権の行使を前提としたものではないのか。

第四、防衛計画の大綱は修正する方針なのか。一体どこまで自衛隊増強を推し進めるつもりなのか。

戦前の日本は、一步一步軍国主義の道を進んで太平洋戦争に突入しました。有事立法、ガイドライン、君が代と軍人勅諭、元号法制化、沖縄上陸演習と、中国や一部野党の安保条約支持への態度変更をも利用しながら、憲法をじゅうりんして、異常なテンポと規模で進んでいる軍事大国への歩みは、いまにして阻止しなければ再び取り返しのつかない事態を招きかねません。日米安保条約がある限り、こうした事態は避け得ません。日本共産党は、日米安保条約廃棄による日本の平和中立化、日米軍事同盟から非同盟への転換が切迫した

国民的課題となつてゐることを強く指摘するものであります。次に、当面する経済問題について質問します。
第一に、石油の値上がり問題とエネルギー政策です。
きわめて異様なことは、第一次石油ショックのときと異なつて、今回は総理が政府の介入はしないとして大企業の便乗値上げを野放しにしていることです。わが党の試算によると、一かん八百円前後以上は便乗値上げというのに、早くも一千円石油が普通です。消費者も中小企業も農漁民も悲鳴を上げています。他方、元売り十三社のねれ手にアワの大もうけは、二ヵ月余で八百億円に達するとも報道されています。消費者を犠牲にし大企業の暴利に奉仕するこの野放し政策をなぜやめられないのですか。その理由の大きな一つに、去る六月にIEA国際エネルギー機関が日本に対して行つた、石油価格の引き上げを含めエネルギーの節約

四
上

や燃料転換を促す価格政策をとるべきだという勧告があるのかどうか、明確にしていただきたいと思います。

エネルギー問題の八〇年代の展望について触れれば、要請されているのは、大企業に対する政府の介入を放棄するのではなく、逆に、メジャーのエネルギー支配を抑制し、国家百年の計に立て、石油・石炭・電力・ガス・原子力など、主なエネルギー産業の私的大企業を国有化して、民主的に管理される総合エネルギー公社設立を図ることにあるとわれわれは確信するものであります。

第二は、財政再建と増税問題であります。総理の所信表明は増税計画の中身に触れませんでしたが、財政収支試算で言う五年間に新規増税だけでも九兆一千億円、累計では二十八兆二千六百億円という大増税計画の中身が、一つは一般消費税であり、もう一つは年間所得二百万円から三百万円の低中所得者層への課税強化であります。すでに総理自身が明らかにしたところであります。まことに戦後最悪の苛斂誅求内閣と言わなければなりません。

わが党は、すでに、一般消費税が財政再建の切り札として何ら役立たないことを具体的に指摘してきました。今回発表した「徹底研究 一般消費税と国民生活」では、さらに、導入時の物価上昇により、平均世帯で約十万元の貯蓄の目減りが生まれること、低所得者ほど負担割合が大きいこと、売り上げ一千万円当たりで資本金二百万円未満の零細企業は約十二万円納税しなければならないのに、資本金十億円以上の企業は合理化が進んでいて人件費比率が低いため約半分の大万六千円の納税で済むというよう驚くべき逆累進課税となり、転嫁の困難な中小零細企業は大きな打撃を受けることになることなどを明らかにしました。これらの新しい問題点について大蔵大臣の答弁を求めます。

日本共産党は、このような最悪の大衆課税によるのではなく、不要不急経費の削減と、大企業によ

大資産家慢遇の不公平税制の抜本的見直しを断行して約四兆円の新財源を生み出し、国民本位の財政再建を実行することを強く提唱するものであります。

第三に、外国農産物の輸入規制について。

総理は、需給動向に即して農業の再編成を図るとしておりましたが、さきの日米農産物交渉や東京サミットで約束した農産物輸入拡大を前提にした需給動向のもとでは国内農業の縮小再編成にしかならないではありませんか。四〇%にまで低下しならぬであります。

ただ穀物の自給率を高め、日本農業を再建するには適切な輸入規制はどうしても必要だと考えますが、真剣に自給率向上に取り組む気があるのかどうか、総理の決意をお聞きしたい。

第四に、スマソン問題について。

審議事二法の成立で一定の前進は見られることになりますが、行政の責任はいよいよ大きくなっています。重症者への介護手当、健康管理手当を始め、すべての被害者の恒久的救済対策についてどのような方針で臨むのか、厚生大臣の具体的な答弁を求めるものであります。

最後に、私は、政治倫理と民主主義の問題を取り上げたい。

総理は、航空機疑惑問題等防止対策に関する協議会について触れられました。しかし、一昨日発表された提言には、諸悪の根源である企業献金の廃止について一言も触れられておりません。反対に、企業に対する監視は自主的にやらせるなどといふ余りに安易な内容をも含んでおります。日本共産党は、先日、企業献金の廃止、行政監視院の設置、情報公開法制定など、十二の法案大綱を再発防止策として公表しました。再発防止も政治倫理の確立も、航空機疑惑の徹底解明なしには、また大企業の政治献金の廃止を軸として金権政治の根絶なしには、紙の上の欺瞞となってしまうでしょう。齊藤自民党幹事長は反対に企業献金の規制緩和を述べておられます。総理の見解を重ねて問うものであります。

さられた、所信表明には、金のかからない選挙実現という口実で選挙制度の検討が取り上げられています。これはきわめて重大な発言であります。

あなたは疑惑隠しの上にファシヨ的な小選挙区制までねらおうというのですか。本年の通常国会で、総理は、わが党の宮本顯治議員の代表質問に對し、小選挙区制は考えておりませんと答弁されました。いまも将来もこの態度に変わりはないが、国民の前で明確にすることを求めるものであります。

総理はまた、田園都市国家の構想についても述べられました。この構想は、総理が七月八日高松で、大都市は余り住むに値するところではないようだとして述べた東京三代目白痴論、すなわち東京で育った人が東京で生まれ育った人を嫁にもらって子供を産むと三代目には白痴の子ができる

そうだといふ認識と結びついています。私は、東京地方区選出の議員の一人としても、大都市の深刻な環境の改善を放棄し、都民を怒らせた、一国の首相としてあるまじきとの暴言の正式な取り消しと謝罪を求めるものであります。

以上、一つ一つ問題点を取り上げていくとき、総理が目指す八〇年代の構築とは、文化の時代でも地方の時代でもなく、落ちつきと思いやりに満ちた家庭基盤充実でもなく、それらを根底から崩していく危険な軍事大国化と反動化、国民生活圧迫以外の何物でもないことが浮き彫りになってしまします。大平内閣が圧倒的大多数の国民の心を踏みにじるこのような道を進むのは、大平内閣と自民党が、安保条約の誠実かつ効果的な運用をアメリカに誓っているからであり、大資本、財界の代弁者であるからであります。深刻な危機を克服して八〇年代の希望に満ちた日本をつくる道は、対米追従と大資本擁護と縁を切った政権、日本共産党が提唱している革新統一戦線の結成と民主連合政府樹立以外にありません。そのために国民とともに

〔國務大臣大平正芳君登壇 拍手〕
○國務大臣(大平正芳君) 国会が論議すべき問題は山積しておる、衆議院の解散を急ぐべきでない

じやないかという御意見でございました。

私は、国会に論議すべき問題が山積しておるとも、われわれが解決しなければならない問題が山積しておることも、よく承知いたしておるわけでございます。これに対処いたしましためには、それ相応の対応した姿勢が確立されなければならぬと考えておりまして、政局の転換もそういう観点からいたしますならば国民の理解が得られるのではないかと考えております。

航空機疑惑の隠蔽でないかというようないわれ批判が寄せられましたけれども、私ども長期にわたりまして日本の政治を預かっておるわけではありません。重症者への介護手当、健康管理手当を始め、すべての被害者の恒久的救済対策についてどのような方針で臨むのか、厚生大臣の具体的な答弁を求めるものであります。

さざいまして、終始国民の厳しい監視の上で選択をいたしておるわけでございまして、一時の安易につこうとは考えていないであります。航空機疑惑の解明につきましては、先ほども白木さんにもお答え申し上げましたとおり、いままでやるべきことはやつてしまりましたし、今後もやるべきことはやつてしまることに変わりはないことを御理解いただきたいと思います。

第二の問題は、八〇年代の展望、八〇年代を展望する曲がり角といふのはどういうことを意味するのかということをごぞいました。

私は、来るべき八〇年代というのは、八〇年代における内外の状況を考えてみますと、世界経済は多極化していくのである、複雑化していくであろう、資源エネルギー供給事情は制約が厳しくなっていくであろう、人口の急速な高齢化は国内に進んでいくのである、複雑化していくであろう、資源エネルギー供給事情は制約が厳しくなっていくのである、人口の急速な高齢化は国内に進んでいくのである、国民の価値観も多様化するであろう、社会、経済の両面におきまして大きな構造変化に直面するのではないかと考えておるわけでございます。こういう時代におきまして中長期の展望に立ちまして内外の課題に果斷にこたえなければならぬのがわれわれの責任ではなかろうかと思つております。このためには、エネル

ギー問題の制約を克服しながら、内需中心の安定した成長パターンを確実なものにすることによってわが国経済を新しい安定した成長軌道に乗せなければならぬのではないかと考えております。また、国内におきまして、新しい日本型福祉社会の実現を目指しまして国民生活の質的な充実を図つてまいるとともに、国際社会の名譽ある一員としていたしましてわが国の国際的地位にふさわしい責任と役割りを果たしつゝ八〇年代の挑戦にこたえていかなければならぬと考えております。第三の問題は、日米共同演習についての専等ねでございました。

一般的に申しまして、日米共同訓練というものは、自衛隊の練度の向上の面から申しまして望ましいことと考えております。それから沖縄の演習に自衛隊が参加したではないかという御指摘でございますが、そうではなくて、これは米側の御招待を受けて見学をいたしましたにすぎないわけでござります。

米軍の沖縄上陸演習をなぜ了承したかというところでございますが、私も上田さん同様、沖縄がさきの大戦におきまして痛ましい戦禍の犠牲を受けおることに対しまして十分同情もし、これに対しまして政治が責任を持つてこととななければならぬ多くの課題を抱えておることを承知いたしておりますつもりでござります。しかし、悲劇は二度と繰り返してはいけないのでございまして、われわれは国際紛争を防止いたしまして安全で平和な日本を築いてまいらなければならぬわけでござります。しかしながら、この演習につきまして、国民をしておるということと自体は、沖縄県民も含めて日本国民の理解が得られるのではないかと思います。しかしながら、この演習につきまして、國民生活への影響を最小限度にとどめてもらわなければならぬわけでございまして、政府は安全面等から最大限の配慮を米軍に求めてあつたわけでござ

いますが、幸いに事なく演習が終わりましたと承知いたしております。

石油の価格政策につきましては、白木さんにもお答え申し上げましたように、需給の均衡をいかにかして確保しなければならぬ、それを価格政策の基本に据えなければならぬと考えておるわけでございまして、石油三法を発動する、行政が過剰に介入するというようなことをもつて石油の価格政策が周到を期せられると私は考えていないわけでございまして、需給が均衡がとれたならばそこに価格問題は発生する余地がないようになるわけでございますので、そういう状況を招来するためには政府は鋭意努力をしていることを御理解をいただきたいと思います。

それから四〇%まで低下した穀物の自給度を高めて日本の農業を再建するためには適切な輸入規制が必要でないかという御意見でございました。

本的な課題でございまして、このため、政府としては、国内で生産可能なものは極力国内生産で賄う方針のもとに、輸入制度につきましては国内農業の健全な発展と調和のとれた形で運用してまいりましたし、今後もそういう趣旨でやってまいるつもりでございます。

それから企業献金を廃止すべきではないかということでお答え申しあげましたが、白木委員にもお答え申し上げましたとおり、私は、最高裁の判決にもありますように、企業も一つの社会的存在である以上政治活動の自由を持つておると思いますので、その政治献金を一切禁止するということは必要なところだと思います。しかしながら、方向といたしましては企業献金から個人献金に移していくということはしなければならぬと思いますし、事実、わが党もそういう方向で努力をいたしておりたまでは企業献金から個人献金に移していくというような考えは毛頭持っておりません。

それから選挙制度でござりますけれども、さき

の国会で私が述べた考えに変わりはございません。私は、選挙制度の改正というのは、各政党の間で、これは選挙の共通のルールでございますから、御相談の上、公正なルールをつくるべきものと承知いたしておりますので、政府がイニシアチブをとるような性質のものではないと承知いたしておりますのでございます。小選挙区比例代表制につきましても、各政党の話し合いの中で、これが是という結論が出ましたらそれは尊重せきやならぬと考えておりますけれども、政府がこれを構えて求めるというような考えは持っておりません。それから高松での私の発言についての御批判でございました。

私は、東京ばかりでなく、大都市の生活は三代目白痴論が出るほどの用心すべき事態であるということを警告したわけでございまして、われわれは、そういう厳しい環境下でございまするから、都市政策については十分の配慮をしなければなりませんし、環境政策についても緊張した対応をしなければならぬということを申し上げたわけでございまますので、そういうことを非常に憂えておる大平の気持ちを御理解をいただきなければならぬと思うのであります。

たとえば、低額所得者に私が増税を考えておるとか、農業者に増税を考えておるとかいろいろなことも先ほど白木さんからも言われたわけでございますけれども、私はそんなことを言った覚えはないのです。日本の税負担が諸外国と比べてどうかということ、各階層別の負担が諸外国に比べてどうかということが問われたから、必ずしも高くはありませんよということを申し上げたら、私は増税をねらつておるというようにとられたのです。大変迷惑なんでございます。でございまするから、民主主義というものはやっぱりお互いいの立場を尊重しながら正確なデータを基礎にして公正な論議を交わしたいものでございまして、高松の私の発言につきましても公正な論議をお願いしたいものと思います。(拍手)

○國務大臣園田直君登壇 拍手
難民問題に関するジュネーブの国際会議で日本共産党の橋本議員の意見に賛成したが、それにもかかわらずという話でありましたけれども、少し違うわけでありまして、私は、ジュネーブに到着いたしまして、ベトナム、中国、ソ連その他の国々と全部お会いして相談したわけであります。そこへ橋本議員がおいで願いまして御意見を承りました。いま監視団というお話をありましたが、私はそうではなくて、難民問題が非常に大事であるからこの会議で実効が上がるよう共産党からおいでになったのだと感謝をしながらお話をいたしました。非常にまじめな建設的な意見であります。だれが悪い、かれが悪いという意見はございません。

そこで私は幸いファーストスピーカーとして基調演説をいたしましたので、私の演説によつてこの国際会議の方針が大体決まる。そこで、各方面からいろいろ意見を承つたわけであります。EC、それからASEANその他の人々ではベトナム追及の声は相当強うございました。しかし、私は、この会議で政治論争をするならば、結局は責任追及に終わり、この重大問題に即効、実効性のある会議にならない。そこで、お互ひに、ベトナムの方は自衛をする、自制をする、また他の国々はそれぞれ政治的な論争はやめて人道上の問題でこの会議が実効性のあるよううに進めていきたい、こういう意見でありましたが、橋本議員も同じような意見でありまして、私は賛成したわけではなくて、両方の意見が合つたわけであります。その後、橋本議員は、リップサービスではなくて、それぞれの関係諸国を非常に熱心に回られて、非常な成果が上がつたと私は判断をしておりますが、また、私は私で、EC、それからASEAN、ソ連その他の国々といまのよう方針で、もちろんアメリカ、中国とも会い、要請をいたしました。

昭和五十四年九月七日 参議院会議録第四号 国務大臣の演説に関する件(第三回)

四八

ギー問題の制約を克服しながら、内需中心の安定した成長パターンを確実なものにすることによつ

いますが、幸いに事なく演習が終わりましたと承知いたしております。

の国会で私が述べた考えに変わりはございません。私は、選挙制度の改正というのは、各政党の

○國務大臣(園田直君)　お答えを

拍手

そこで、会議は若干のさき波は立ちましたけれども、こちらのとおりに会議は成功裏に終わり、いまのところ難民はやや縮小したかうであつて、わが党の橋本君もよくやつたが、園田外務大臣も相当なものであったという御意見が質問の中で出るかと待つておつたぐらいな成功でござります。ただし、この問題はこれで解決したわけではありません。ジユネーブの国際会議を成功に導き、とりあえずの実効性を上げたいというのが願いであります。やはりこの問題の根本的の解決は、インドシナ半島の平和、ベトナムの動向、こういうことが大事であつて、この根本的解決をせざるわけにはまいりません。そこで、私は、この問題についても、だれが悪いという責任追及だけしておつてはならぬので、お互いの立場で相互の理解をしながら関係国が集まつてインドシナ半島の平和のために相談しようじゃないか、こういう提案をしておりますが、いまなお機熱せず、だんだんと熱しておるところでありますから、その方針で努力をする覚悟であります。(拍手)

○謹長(安井謙君) 園田外務大臣。

[國務大臣園田直君登壇]

○國務大臣(園田直君) 申しわけありません。落

としましたぞうだぞいしまして、カンボジアの国民が

打ち続に戦禍で食糧・飢餓と医療品に非常に悩んで

おつて、想像以上な悲惨な状態にあることは御承

知のとおりであります。その中にあって、ボル・

ボト、ヘン・サムリーン両方がお互いにやつておる

わけでありますけれども、率直にわが方から言え

ば、ヘン・サムリーン政権といふのは、都市は占領

しておるが、人民の掌握はほとんどない。どう考

えてみてもこれが全土を支配する政権とは言ひが

たい。一方、ボル・ボト政権についてもいろいろ

悲しい情報が入つております。私は、直接、ボ

ル・ボト政権の方には、政権を維持し、真にカン

ボジアの独立を図るために、相手はペトナムで

もなければどこでもない、カンボジアの国民自体

だ、それについて遺憾な話を聞くことはまことに

ども、こちらのとおりに会議は成功裏に終わり、いまのところ難民はやや縮小したかうであつて、わが党の橋本君もよくやつたが、園田外務大臣も相当なものであったという御意見が質問の中で出るかと待つておつたぐらいな成功でござります。ただし、この問題はこれで解決したわけではありません。ジユネーブの国際会議を成功に導き、とりあえずの実効性を上げたいというのが願いであります。やはりこの問題の根本的の解決は、インドシナ半島の平和、ベトナムの動向、こういうことが大事であつて、この根本的解決をせざるわけにはまいりません。そこで、私は、この問題についても、だれが悪いという責任追及だけしておつてはならぬので、お互いの立場で相互の理解をしながら関係国が集まつてインドシナ半島の平和のために相談しようじゃないか、こういう提案をしておりますが、いまなお機熱せず、だんだんと熱しておるところでありますから、その方針で努力をする覚悟であります。(拍手)

[國務大臣山下元利君登壇] 拍手

○國務大臣(山下元利君) お答え申し上げます。御指摘の日米統合演習が何をお示しになつておるのか定かではございませんが、仮に沖縄におきまして行われました米軍の演習をおおきに見ておれば、これは總理も先ほどお触れになりましたが、統合演習といった性格のものではございません。

ところで、集団的自衛権につきましては、わが国は集団的自衛権の行使は憲法上許されておらぬいのは御指摘のとおりでございますが、わが国に對する武力攻撃を排除するための個別的自衛権の行使は当然許されております。現在実施いたしております日米共同訓練も、御指摘のような集団的

自衛権の行使を前提としているものではございませんで、わが國による個別的自衛権の行使を前提として実施しているものでございます。

次に、防衛計画の大綱についてのお尋ねでござりますが、わが国を取り巻く国際環境には流動化の要因が見られ、厳しいものがござりますが、いま直ちに防衛計画の大綱の修正を必要とするとは考えておりません。当面の防衛力整備は、防衛計

画の大綱に従いまして、装備の更新、近代化を中心とする防衛力の質的な充実向上が主体となるとされています。大綱の修正を必要とするとはございません。この規定は、選挙人名簿の正確性を保持して選挙の管理の適正を保障しようとするものでございますので、そのような結果になりましてもやむを得ない措置であると御理解をいただきたいと思います。(拍手)

○謹長(安井謙君) 和田春生君

[和田春生君登壇] 拍手

○國務大臣(金子一平君) 上田さんの御質問の第

一点、導入時の物価上昇によって貯蓄が目減りす

るじやないかという点につきましては、まさにそ

し入れをしております。

なお、正直に言いまして、ボル・ボト政権の方も、これまで全土を支配する政権とはなかなか言いたくことは、これは事実でございます。しか

し、わが方は今まで法的にこの政権を承認し、その法的関係がいまなお続いている段階であると御理解を願えれば幸いであります。(拍手)

○謹長(安井謙君) 答弁の補足があります。大平内閣総理大臣。

上田さんの御質問の中で、伝えられるような手順で伝えられるような期間に衆議院の総選挙が行われるということになりますと、十五万人もの新有権者の投票権が奪われることになるのではないかという御指摘でございました。

なるほど、仰せのようだ、公選法によりますと、定時登録直後の一定期間は選挙時登録が行

われることになりますと、十五万人もの新

有権者の投票権が奪われることになるのではないかという御指摘でございました。

その第一は、自民党大平内閣の政治姿勢につい

てであります。

大平総理、あなたは「当面する緊急課題への対応」と題して、エネルギー問題への挑戦、財政の

対応力の回復、政治倫理の確立の三つを取り上げ

られました。そこに盛られた内容の当否は別とし、民社党を初め、野党もまた問題意識の点では共通の認識に立つものであります。にもかかわらず、せつからここに臨時国会を召集しながら、このような当面緊急とする政策課題に対し、大平総理、あなたはなぜ具体的な提案を行おうとしないのですか。国会の場を通じ与野党間の論議を深め、課題解決の方策に関してコンセンサスをなぜ求めようとしないのでしょうか。

今夕にも衆議院解散は既定の事実とされていましたが、緊急かつ重要な課題についての国会審議をたな上げし、ひたすら解散、総選挙への道を急がなければならぬ理由は何か、全く理解に苦しむところであります。大平総理初め与党首脳部では、早期解散によつて総選挙を有利に取り組み、自民党が安定多数を制することすなわち政局の安定につながると唱えているようであります。もしそれが真意であるとするなら、長期政権の権勢に目がくらみ、眼中党略であつて国民の利益なく、国会の責務を放棄して党利に走る自民党の独善こそにきわまると言わねばなりません。

解散と総選挙で緊急課題に対する究明さえもこがれ、加えて航空機疑惑に対する説明さえもこれをおやむやにせんとする底意が読み取れるとあつては、大平総理の所信表明中にある謙虚、信赖、合意といった言葉とはおよそ似ても似つかぬ党利党略本位の政治姿勢ではありませんか。單に質問の第二は、エネルギー対策と財源問題についてであります。

総理の所信表明のことく、十年後に第一次エネルギーの石油依存率を五〇%以下とする目標達成のためには、原子力、石炭、地熱、太陽熱など、そのいずれにつきましても、単に技術や安全の面だけではなく、環境問題、立地条件、廃棄物による第二次公害防止問題等々さまざまな難関が横たわっております。しかも、たださえ財政危機に直

面している今日、先立つ資金動員をどのようにするのか、まずそれが重大な問題であります。多くのリスクを伴う石油代替エネルギーの開発について、もっぱら民間資本にのみ頼るわけにはまいりません。財政投融资や政府助成に当然大きなかえりトがかかるまいりますが、その財源としてエネルギー新税などの構想が浮かび上がっているようであります。政府がこのエネルギー新税を考えているとするなら、それはいかなる内容で、どれほどの収税を見込み、その用途をどのようにするつもりか、あらましの構想をこの際明らかにしていただきたいと思います。

また、伝えられる一般消費税や所得増税とエネルギー新税との兼ね合いをどのように考へているのか、その点もただしておきたいと思います。さらに、エネルギー対策の財源調達に関するところは、公共事業投資などの面においても、これまで景気対策やそれらに関連する問題に重点が置かれていたため、土木建設を中心とする大型プロジェクトにとく比重がかけられておりました。しかし、これからは省エネルギー産業構造への転換や代替エネルギーの開発など、八〇年代を展望し財政投融資のウエートを振りかえていく必要があると考えますが、具体的にどのような方策を考究しているのか、あわせてお答え願いたいと存じます。

質問の第三は、増税問題についてであります。政府と与党の方針が昭和五十五年度中に一般消費税の導入を意図していることは、この国会における政府答弁がどうあらうと、これまで発表された文書などによって疑う余地はありません。政府・与党の思惑どおり一般消費税が実施され、消費者に税負担がすべて転嫁されるならば、紛れもなく物価上昇、インフレ促進の要因となります。そのためには、原子力、石炭、地熱、太陽熱など、そのいずれにつきましても、単に技術や安全の面だけではなく、環境問題、立地条件、廃棄物による第二次公害防止問題等々さまざまな難関が横たわっております。しかも、たださえ財政危機に直

企業をより一層痛めつける第二法人税的性格のもととなりかねません。また、価格体系や取引条件や流通過程においても収拾困難なさまざまの混乱を招くおそれもあります。加えて、税務職員の大幅増員で行政改革逆行する事態も生ずるわけであります。したがつて、伝えられる一般消費税は、理念のみならず実施の面においても天下の悪税と考えられますので、これを断じて実施すべきでないと考えますが、いかがですか。

たとえ総選挙後であろうと、必要によってこれを実施したいとする考え方があるならば、この税制を可とする理由並びに必要とするゆえんを今次国會で明らかとすべきであります。それによつて国民に信を問うのではなく、新たな負担というようないいかけんな表現で焦点をぼかしたまま総選挙に臨み、あわよくば国会の過半数を制し、白紙委任を取りつけたつもりで一般消費税の導入を図る魂胆であるとするなら、これほど有権者を愚弄する為政者の思ひ上がりはありません。

そもそも、一般消費税なるものは、従来なじんできた税制の手直しや上積みではなく、わが国税制の中に全く新しい体系を持ち込むものであつて、シャウプ勧告以来の直接税中心、個別物品税等の間接税体系にもいわば革命的な変化をもたらすものであります。国民の納稅義務と負担のあり方に直接結びつくようなこの重大問題について、あいまいな対応を許さわけにはまいりません。

そこで、明確にお尋ねします。大平総理、あなたは一般消費税を実施するつもりか、それとも実施しないつもりか。あなたの所信表明演説の結びにある「本当に眞実を国民に語る」という言葉どおりに答弁していただきたいと思います。

【議長退席、副議長着席】

質問の第四は、不公平税制の是正についてであります。総理の所信表明の中では、「租税特別措置の見直しを行なうなど税負担の公平化を進める」とただ

言われる租税特別措置などは、何と何を指すのか、その主なものを例示願いたいと思います。それとともにぜひ伺つておきたいことがあります。最近、大平総理は、一般消費税がいけないなれば金借給生活者以外の他の諸階層に比べて低過ぎる税負担を考慮したいと言われました。わが国の税負担の対比において、都市労働者が圧倒的多数を占める年収二、三百万円クラスの所得者が、賃金俸給生活者以外の他の諸階層に比べて低過ぎる税負担で不公平に優遇されていると大平総理あなたは本気でお考えなのであります。総理は、税制や社会保障や住宅費負担など、比較条件において当然考慮すべき諸要件を度外視し、為替相場で換算した外國の同水準所得層の税負担率を例に引いておられました。大蔵省御出身の首相としては思えぬんでもない見当違いと言わねばなりません。税負担の公平化は国内における対比の問題であります。特に年収二、三百万円の労働者サラリーマンをねらい、ことさらに増税の対象として取り上げた意圖を納得できるように説明してほしいと存じます。

質問の第五は、行財政の改革についてであります。大平総理、あなたは増税か国債かの選択を国民に求めるということを解散をもくろむ臨時国会前にたしか口にされたはずであります。これはまさに不当きわまる政治的恫喝以外の何物でもありません。累増し過ぎた国債依存のゆえに、もうこれに不當きわまる政治的恫喝以外の何物でもありません。累増し過ぎた国債依存のゆえに、もうこれ以上国債の増発はできないし、それに頼つてはならないというのが財政危機の命題ではあります。

そこで、明確にお尋ねします。大平総理、あなたは一般消費税を実施するつもりか、それとも実施しないつもりか。あなたの所信表明演説の結びにある「本当に眞実を国民に語る」という言葉どおりに答弁していただきたいと思います。

そこで、具体的に伺います。あなたが見直すと第一次オイルショック以来五年越しの不況の中で、民間企業は減量経営の合理化のために血のに

じむような努力を払つてまいりました。減収や雇用不安にさらされた多くの民間労働者家庭においては、家計費の切り詰めに苦心慘憺んしてきたのが先決であります。いま財政危機に直面する政府においてもその例外たることは許されません。一口に言えば、減量行政、減量財政に身を削る努力を行なうものが先決であります。行政の改革にベストを尽くし、しかる上で必要とする行政サービスや国民の利益のための政策財源についてどうしても不足するものがあれば、その事実と理由を明らかにして国民に充分公平な負担を訴えるのが政治の筋道であると思ひます。増税論の先走りは、財政政策であると見ています。行政改革や歳出をより上にしようとしたが、どこまで本気で取り組むつもりなのか、はなはだ疑問であります。

そこで、抽象論を避けまして、具体的に質問をいたします。

行政改革を行おうとする最高の責任者総理自身が肉を切り骨に達すると言われる以上、どこの肉を切つてどの骨にメスが達するのか、当然に見当をつけておられるはずであります。行政改革や歳出の見直しについて、末梢的なひげや爪先や皮の部分ではなく、切る肉と刃の達する骨の部分が一体どことどこなのか、この際その三、四をぜひ具体的に例示していただきたい。もし総理のそのような説明を聞かれれば、恐らく大多数の国民も太平總理のやる気を信するものと思います。

また、その一々を列挙するいとまはありませんが、私たち民社党は、地方財務局など國の地方公署の廃止、公社公団の統廃合、補助金の徹底的な見直し、公務員の定年制実施や配置転換合理化など、行政改革の具體的な方法を掲げ、その実現を主張してまいりましたが、わが党的行政改革案と照らし合わせ、太平總理の説明がありますなかららは与野党の立場を超えて協力すべき目標が定められています。

となり、施策の実行にとってもプラスとなるあります。ぜひこの際、大平総理並びに関係閣僚の誠意ある所見を承りたいと存じます。

以上取り上げた以外にも、外交、防衛を始めたいたい課題がなお山積いたしておりますが、きわめて限られた時間がすでに尽きようといったとして、私との質問は、昨日の衆議院本会議でわが民社党佐々木委員長が行つた質問でござります。なお、私のこの質問は、昨日の衆議院本会議でわが民社党佐々木委員長が行つた質問でござります。しかし、そのいずれについても、大平総理は、レトリックで事の本質をはぐらかそうとしたり、まともには答えていないものばかりであります。

こと
けれ
こと
たつ
らば
おり
第
ネル
はな
を考
画は
なら
た。

国民の理解が得られるものと判断をいたして
ます。

二二に、エネルギー問題につきまして、代替エ
ネルギーの開発との関連で資金対策が一番重要で
いか、その場合のエネルギー新税というものの
考え方と、また、財政投融資計
画これに関連して重点の置き方を変えなければ
ないのじやないかという御指摘でございまし
た。

エネルギー対策といたしまして、とりわけ代替
エネルギーの開発、活用という点には、仰せのよ
うに、資金の対策が一番力点になるものと私も承
認しておりますが、これに対しましてはあら
手だてを講じて充足を図らなければならぬと
ておりますけれども、エネルギー新税とい
うものをいま政府が具体的に構想をいたし
るわけではございません。

重点の置き方がその時点における経済の全体の関連におきまして考えなければならぬことは、あらうと思うのでございまして、エネルギー政策がこのように日本の経済の死活を左右するような課題になつてまいりました以上、財政投資計画もこれを念頭に置いて充実した編成をやなければならぬと考えております。

一般消費税を実施するつもりか否か率直に實至を
を國民に語れと。私は真美を國民に語つておるつ
もりでござります。政府は一般消費税というもの
を場合によつて考へなきゃならないのではない
かと。もつとも、これは國民の理解を得て必要で
ある場合には考へなければならぬのではないかと
いうことで、二、三年前からこういう案を提示し
て各方面の論議を招いてまつたことは御指摘の

とおりでございますが、一般消費税をやるという決定はまだいたしていないのであります。これは、まず財政再建に当たりましては歳入、歳出全体にわたりまして徹底した見直しをしなければならぬことは和田さんの仰せのとおりでございます。それで、そのようにやってまいるつもりでございます。また同時に、いまのような赤字国債を多く出しておるという事態は早く解消いたしまして、財政本質を改めなければならぬこともまたわれわれの任務であろうと思つておるわけでございます。それに必要な手だてがつくのでございますならば、一般消費税その他増税に訴えなくて済むのであれば、それは非常に結構なことだと思っておるわけでございます。しかしむし増税を主張しているわけでは決してないのです。どうしても必要な場合にはあるいはそういう新たな負担を国民に求める場合があるかも知れないということは申し上げなけれども、ならぬ立場にあるわけでございますが、それをどのようにするかは五十五年度の予算の編成で具体的なお答えを申し上げますと申し上げているのでございまして、いまそれが具体的にどのぐらいの金額になるかならないか、それに対しましてどういう税目を選択するかということは、いろいろな手順を経て決定しなければならないことでございますので、いまの段階で申し上げることでございまして、和田さんもよく御理解いただかなければならぬと考えておるわけでございます。

官 報 (号 外)

策目的、たとえば少額所得者の保護でござりますとか、あるいは社会保険・診療報酬でござりますとか、そういうものに特別の税率を考えるということはあるいは非課税にするというような措置が特別措置というものだと思ひますけれども、そういうものは最小必要限度にとどめなければならぬわけであることはございまして、いま政府全体で特別措置によりまして一般的の課税原則が曲げられておる部分が三千億くらいあると思うのでござります。これは鋭意毎年精力的に切り込んでおりますことは、和田さんも御承知のとおりでございまして、今後ともそれに努力をしてまいりつもりでござります。

私が年収二、三百万円の所得者の増税を考えておるというのは非常に迷惑でございます。わが国の低額所得者は諸外国に比べて決して高くはないし、課税最低限も一番高く設定してあるじゃありませんかと、そういう事実を申し上げると、ああ大平君は二、三百万円の所得者に課税を考えておるんだというようにしておとりになることは、私にとって非常に迷惑なんだとございます。もつとも、私の立場から申しますと、非常に言葉に注意せんやならぬわけでございまして、そういうことを言えばすぐ、これは必ずしも外国に比べて高くないと、それから農業者の所得は他の産業に從事する方々と比べて高くありませんということを申し上げると、今度は農業者に課税するのじやないかととられるわけですから、こんなことを言つておつたら私なんかは物を言えなくなるわけでござります。だから、先ほども上田さんにもお願ひしましたように、正確なデータを基礎にいたしまして公明に議論していくだかないと、こういう偏見を交えて議論を吹つかれることは大変迷惑なんだとございます。そのことについて特に御理解をいただきたいと思います。

次に、行政改革でございますが、これは先ほど申しましたように、明治、大正、昭和をかけまして行政改革の歴史というものは大変むずかしい苦難

の道を歩んでまいりましたことは和田さんも御承知のとおりでございますが、容易ならぬことだとと思うのでござります。容易ならぬ問題だと考えまして、私は気軽に行政改革を言うことを遠慮いたしましておるわけでござりますが、このように財政再建につきまして国民の御理解を得なければならぬときには、今までより一步進められないかといたることを骨にまで達する、肉を切つて骨に達するような気概でもって当たらなければならぬじやないかというわけで、いま各省に私はハッパをかけておるところでございます。

いまここで具体的に言えという、言えるところまではいま皆さんに申し上げているわけでございますが、それは定員削減も従来の計画を上回る規模で来年を起点としたしまして新定員削減計画を策定して実行いたしますということを申し上げておるわけでございまして、従来の計画を上回る規模で、それは何万人になるかといふところをいま盛んに部内を督励いたしておるところでござりますけれども、少なくともこれは現行の規模を上回るものでなければならぬということを国会を通じて公約をいたしておるわけでござりますし、配置転換の具体化に努めますと、配置転換を言うだけではなくてこの具体化をやりますということも相当思い切つて言っておるつもりでござりますし、許認可事務の整理その他につきましても誠実にいまだたつておるわけでござります。そういった点は御批判もあるうかと思ひますけれども、政府どいたしましては精いっぱいのところを申し上げて、この具体的な答案は五十五年度の予算を通じて御審議をいただかなければならぬわけでござります。それまでに正確な答案を出す以外に道はないわけでござります。そのことを御理解いただきたいものと 思います。(拍手)

えておるかということをございます、御承知のとおり、利子・配当の総合課税の問題が残つております。これを明年度の税制改正までにまとめていきということで、銳意政府税調で検討してもらつておるということを申し上げます。

今日まで、特別措置につきましては、診療報酬の問題を初め幾つかの大きな問題を片づけてまいりまして相当圧縮されたと思っておりますが、なお期限切れの到来のもの、効用を果たしたもの等がござりますので、今後も銳意この圧縮に努力をいたしておりますつもりでございます。

エネルギー対策の財源をどうするか、一般消費税の扱いをどうするかということにつきましては、いま總理からお答えがございましたので、私もそのとおり考えております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣金井元彦君登壇、拍手〕

○國務大臣(金井元彦君) 和田さんの行政改革に対する御質問にお答えをいたします。

先ほど来總理が御答弁申し上げましたように、定員の削減につきましては、従来を上回る計画をもつて昭和五十五年を起点として五年計画でやるようにということで、ただいま銳意その作業をやつておるような次第でございます。

なおまた、配置転換につきましては、研修その他の方法を加えることによりまして配置転換がスマーズいくようだということでおまけその取り組みをいたしておるようなところでございます。

なおまた、事務等につきましては、過剰介入になつておるような評議可等あるいはその他の事務についてもできるだけこれを整理するということとでその具体化にいま取り組んでおる次第でござります。

また、機構につきましては、民社党からも御提言がござりますが、これらをやはり参考にいたしまして取り組んでまいりますが、これでござりますけれども、公社公團等特殊法人につきましてもこれを洗い直しをいたしまして、できるだけ整理合理化に

○副議長(秋山長造君) 野田哲君。
〔野田哲君登壇、拍手〕
○野田哲君 私は、日本社会党を代表して、大平総理並びに関係閣僚に対し、緊急の課題にしばつて数点にわたって質疑を行います。
大平総理、異例な形で召集された今回の第八十八回臨時国会での代表質問は私が最後です。私のこの質問が終わると衆議院に解散詔書が提出されるという風聞がちまたにあふれています。もしもそうであるとすれば、国民の審判を受ける前の公的な場での論戦は、この野田・大平論争が最後の機会となります。それだけに、問題点的是非について国民各位に率直に理解が得られるよう端的なお答えを希望して、質疑に入ります。
私は、まず、去る七月二十四日に発表された防衛白書と大平内閣の外交政策との関連について、総理、外務大臣、防衛庁長官にそれぞれ見解を伺います。
総理は、今回の所信表明において、「ソ連は重要な隣国であり、同国との間に相互理解と信頼に基づく真の友好関係を発展させていくことは、日ソ両国の利益であるのみならず、アジアの平和と安定に寄与するものであります。」と、こう述べています。園田外務大臣も機会あるごとに全方位外交を強調されています。私たちもこの方針を支持するにやぶさかではありません。しかし、去る七月に発表された防衛白書は、ソ連との友好関係を発展させていくとする総理の所信とは全く相入れない、ソ連敵視、ソ連の軍事的脅威の誇張に終始しています。そして、八月の山下防衛庁長官の韓国、アメリカ、NATO訪問においても、ソ連の軍事的脅威を誇大に強調し、これに対する西側の対ソ戦にいたしました、かような覚悟でやつておる次第でございます。(拍手)

略強化を訴えたと報じられています。報道によるところ、山下長官の行き過ぎたソ連脅威論は、アメリカのブラウン長官からさえたしなめられ、また外務省からもクレームがついたと言われています。総理の所信表明や園田外務大臣が常に主張する全方位外交が政府の対ソ政策の本心であるとするならば、防衛白書に表明されている対ソ認識とは全く相入れないものであり、当然修正されるべきではありませんか。総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、それぞれの明確な見解を伺うものであります。

次に、山下防衛庁長官の訪韓、訪米について、総理並びに防衛庁長官にその見解を伺うものであります。

今回の山下長官の訪韓、訪米の一連の行為は、北東アジアにおける日米韓の軍事的結びつきをますます強め、実質的な日米韓三国の西太平洋における集団安全保障体制を目指す危険な行為として大きな危機を抱いています。去る八月二十日付のアメリカのニューズウエイクは、日本は最近アジアでの防衛力を強化するために一層緊密な軍事的な提携を結ぶことをひそかに韓国側に提起をした、こう報じています。一体、山下長官は韓国との間にどのような軍事的提起をしてきたのか、明らかにされたい。

チームスピリット78、79に見られるように、日本を発進基地とした米軍の朝鮮半島における軍事行動の展開や、ますます頻繁になりつつある日韓制服幹部の往来、そして日韓両国の与党国会議員による日韓安保議員連盟の動向などの既成事実の積み重ねの上に、いよいよ公式に政府レベルによる共同防衛体制の協議へとエスカレートしたものという危機を抱かざるを得ません。この点について総理並びに防衛庁長官の見解を伺うものであります。

次に、フォートレス・ゲールと呼ばれる先駆沖繩で展開されたアメリカ第七艦隊、第三海兵水陸兩用部隊の合同演習について伺いたい。

今回の演習が沖縄県民に与えた影響は、本土に住む者にはばかり知れないほどの大きな不安と恐怖感を与えています。第二次世界大戦で日本の国土の中では唯一の直接の戦場となつて、婦女子から老人に至るまでことごとく死と直面する悲惨な体験をし、その後二十数年間日本から切り離かれて異民族の支配を受けた沖縄県民に、なぜいままた演習とはいえその町や村が戦場となる体験を強いなければならぬのでしょうか。

まず、政府がこの演習計画を了承した際にどのようないい識を持っていたのか、伺いたい。

また、この演習はアジアのどの地点でのどのようないい状況を想定をして行われたものか、あわせて伺いたいと思います。

次に、今回の演習は、道路の交通制限や騒音による県民への直接被害はもとより、沖縄県民の恐怖感、不安感など精神的被害を含め、その影響は施設提供区域をはるかに超えた広範なものとなっており、地位協定の範囲を逸脱したものと言わなければならぬと思います。外務大臣の見解を伺うものであります。

次に、きのうの小野議員の質問、そして本日の質問に対しても、総理や防衛庁長官は、自衛隊員はこの演習には参加していない、招かれて見学をしただけだと答えておられます。果たしてそうでしょうか。この演習の具体的な作戦行動の中に尉官クラス十数名が戦闘服を着て直接行動に参加していた事実は、防衛庁でも現に私に対しても認めているではありませんか。いかなる理由と法的根拠に基づくものなのか。また、この演習の無線交信

総理はその所信の中で政治倫理の確立を強調し、航空機輸入に絡み、世上とかくの疑惑を生み、政治への不信を招いたことはまことに遺憾であるとして、その政治的道義的責任について国会あるとして、その政治的道義的責任について国会あるといふは幅広い世論の中でその究明が続けられることがあります。このようならぞらしい総理の態度こそ国民の政治不信をなお一層増幅させ大きな要因となっていることを私は指摘いたしました。

大平総理は、昨年の自民党総裁選挙に際し、有事立法には否定的な態度を表明されました。大方の予想に反しその予備選挙で圧倒的な勝利をおさめた大平総理の支持者の中には、その有事立

法に否定的なあなたの良識に賛意を表した自民党員も相当いたはずであります。しかし、総理が自民党総裁選挙で述べられた所信とはうらはらに、防衛庁内での有事立法制定作業は着々と進んでいます。自民党の総裁選挙においてさえ有事立法に否定的な態度をとった大平さんが選ばれたのであるから、国民の大多数が有事立法に反対することは明らかであります。それにもかかわらず、防衛庁が有事立法の作業を急いでいるのはいかなる理由によるものなのか、また、その作業は現在どの段階まで進んでいるのか、防衛庁長官の答弁を求めます。

さらに、大平総理、あなたの有事立法に否定的な態度は、単なる福田さんの積極論に対抗するためのストーリーであるのか、それともあなたの政治理念として国民に訴えたものなのか、端的な所信を伺うものであります。

さらにもう一点防衛庁長官に伺います。いま国民は石油製品の入手困難に直面しています。農業用の灯油、重油、漁業用の燃料など経営に支障を来す状態が出ています。ところが、自衛隊内には莫大な備蓄が行われていると言られています。防衛庁だけは国民の困難をよそに省エネルギー政策とは無縁の存在であつていいのかどうか、防衛庁長官の見解を伺います。

総理はその所信の中で政治倫理の確立を強調する必要があります。これを否定し続けてきたのは、総理、あなたが総裁の座にある自由民主党ではありませんか。前国会の最後の一週間を混乱、空白にして、関係委員会にその手続を求めてきたところがあります。これを否定し続けてきたのは、総理、あなたが総裁の座にある自由民主党ではありませんか。前国会の最後の一週間を混乱、空白にして、航空機疑惑の解明を拒否し、解散への舞台づくりを行うことによってこの解明を途絶させようとする疑惑隠しの党利党略そのものであると言わなければなりません。

大平総理、あなたがその所信表明で述べられた国会での疑惑解明に協力する、この言葉が真実であるならば、直ちに私たちがいま求めている国会での必要な措置に自由民主党が応じ、関係委員会での審議を行うよう総裁としての責任あるリーダーシップをとるべきではありませんか。自由民主党政権である総理の見解を求めるものであります。

次に、内政上の当面の問題について二、三點関係閣僚伺います。

その一つは、去る八月十日に内閣と衆参両院に対して行われた公務員給与の勧告の取り扱いについて総理が総務長官の見解を伺います。

新聞報道などによりますと、政府はこの取り扱い

いの閣議決定を、伝えられる総選舉後まで延期されたとのことであります。しかし、勧告後すでに一ヵ月近くにならうとしているにもかかわらずこの決定が行われないというのにはいかなる理由によるものですか。政府は、毎年の公務員給与法の審議に際して、その法改正が著しく遅延することに対しても、勧告後可及的速やかに国会に法案を提出することを行なわないと、その理由を言明しておりますが、このたび重なる政府見解は一体どうなつてゐるのでありますか。

この問題については、一九六九年十一月十一日の佐藤内閣の閣議決定以降今日まで十年間、勧告の完全実施は制度として定着しております。また、日本政府はILLOの場においても公務員のスト権の代償機能としての人事院勧告は完全実施することとを主張してきましたが、国際的にも公約しているではありませんか。人事院年度の勧告をどう取り扱つもりなのか、総務長官の明確な答弁を求めるものであります。

次に、政府の過疎地域対策について伺います。

総理はその所信で八〇年代は地方の時代と述べていますが、単なる抽象論では今日過疎地域の抱えている問題の解決にはなりません。過疎地域対策は本年度をもつてその期限が終了したことになりますが、過疎地の行政水準を大きく後退させ、過疎地住民に深刻な打撃を与えることは火を見るよに基づく措置が打ち切られることは、過疎地域を抱える自治体の行政水準を大きく後退させ、過疎地住民に深刻な打撃を与えることは火を見るよに明らかであります。大平内閣の田園都市構想のバラ色の夢よりも、過疎地の住民は当面の具体的な救済策を切望しています。この緊急措置法の廃止延長は当然のことと思いますが、国土庁長官の見解を承りたいと思います。

次に、今後の税制について、多くの質問者に持たれております。

理解を得て新たな負担を求める、こう述べています。国民の理解を求めるためには、その新たな負担というのはどのような税負担を求めるのか、国民のどの階層にどのような税負担であるのか、その内容を具体的に示すことが国民の理解を求める道ではないでしょうか。

普段見えられるところによると、総理は衆議院の解散を決意していると言われております。もしそうであるならばおさらのことその具体的な内容を明らかにし、まず国会でその是非、疑問点について審議を行ってその問題点を明らかにすることが先決ではないでしょうか。

さらに総理に端的に伺います。いま国民に新たな負担を求めようと考えておられるのは、一般消費税の導入でしょうか、それとも所得税の引き上げでしょうか、あるいはそれ以外の手段を考えておられるのか、端的にお答えをいただきたいと思います。

次に、昨年、同和対策事業特別措置法の三年間延長決定の際、関係団体の強い要望によって三項目の附帯決議が採択されました。政府にはこの三項目の決議を完全に実施していく姿勢なりあるいは熱意が全然示されておりませんが、部落問題を根本的に解決していく具体的な計画を明確にしていただきたい。

また、数兆円という膨大な残事業について、残る二カ年の間に完全消化するための具体的な計画を明らかに示していただきたいのであります。

さて、大平総理、私がこれから伺うことが衆参両院における代表質問の最後であります。

あなたはすでに解散を決意していると言われています。大平さん、あなたが本当に解散を決意しているとすれば、その理由は一体何ですか。

いま日本の政治にとって必要なことは、あなた自身もその所信で述べられた当面する緊急課題への対応、すなわちエネルギー問題、財政再建対策、航空機疑惑の徹底解明、そして迫り来るインフレへの対策、これらの課題に適切に対応するこ

とが政府並びに与野党に譲せられた共通の任務ではないでしょうか。総理自身が当面する緊急課題は、憲法第七条に基づく解散権の乱用であり、政治の私物化と言わなければなりません。

ロッキード事件、グラマン・ダグラス事件が公判においてその深層部が一層国民の前に露呈される中での国会での解明を逃れるための辯駁隠し、これから国民生活を直撃するインフレ、物価高による国民の批判を事前にかわそうとする失政隠し、国民党に大きな税負担をもたらそうとしている増税の内容をあいまいにしたままの増税隠し、そして来年の自民党総裁選挙を目指しての大平派の基盤づくり、このような名分なき解散、党利党略、派利派略の解散という指摘、批判に対しても、大平總理、あなたがそうではないと言われるならば、その大義名分を明快に答えられることを最後に求めて、私の質疑を終わります。(拍手)

私が否定的であるという御意見でございますが、正確ではございません。実は私は自衛隊法体が有事立法だと思っておるのであります。相当周到に立法された、有事における対応できる立法だと思います。したがって、この有事立法といふものにつきまして、社会経済情勢が変わってきた場合に、防衛局がその改正を必要とするかしないかについて検討することは当然だと思っておるのをございます。そういうことをしゃべらぬというは少し乱暴じゃないかという見解を持つておるわけでございまして、また、いまの自衛隊法自体が有事立法でございますので、そのほかに有事立法を必要とするというようには考えていないわけでございます。

それから航空機輸入に絡む疑惑が起りましてわが党関係者にも関連者が出てまいりましたことは、自由民主党党総裁として大変残念に思つております。こういうことの起りましたことの反省に立ちまして、われわれは、まず第一に、わが国を開かれた民主制度というものをあくまで堅持してまいりまして、どういうことが起りましたのも事態が明らかになるような体制をわれわれの責任で体を張つて維持していかなければならぬということをまず痛切に感じております。

それから第二には、起こりました不幸な事件は真相の究明はされなければならぬと思ひますし、その真相の究明は、刑事責任を問うばかりではなく、政治責任、道義責任も当然問うべきであると思います。したがつて、国会等におきましてこの究明がなされておるわけでございますから、政府は誠意を持ってこれに協力してまいるのは当然のことと考へております。

同時に、こういう事件の再発をいかにかして防止しなければならぬ。そのため今日なすべきことがありはしないかということで政府の立場において検討いたしましてなすべきことをなそりいたしておるわけでございますので、政府の立場、政府の真情につきましては御理解をいただき

たいと思います。

それから財政再建に絡んでの新たな負担というのを明確にせよということです。

財政再建というのは、私は、赤字公債を膨大なことになりますけれども五十九年までにはなくさしていただきたいということです。それで、そのためには、歳入、歳出全般を通じまして極力見直しを行いまして必要な財源の調達を図りたいと思っておりますけれども、それでもなお足らない部分につきましては、事が起きましたならば、それについてどういう税目でどの程度お願いするかということは五十五年度の予算の編成のときに具体的な答案を出させていただきたいと申します。

最後に、政局転換についてのお話でございます。

経済はおかげをもちましてだんだん回復の軌道に乗りました。内需に支えられまして景気も回復し、雇用も改善してきております。輸出も順調でございます。物価は、卸売物価につきましてやや警戒すべきものを持っておりませんが、全体としていま落ちつき傾向を示しておりますし、消費者物価につきましては目標を守り切ることができそうな形勢でございます。しかしながら、エネルギーの制約、財政事情というものは厳しさを増していくわけでございます。したがって、これからわれわれが対応しなければならない問題はますます厳しさを加えるであろう、国民生活を守り抜いていくためにはよほどの決意を持って当たらなければならぬと考えております。かたがた、前の総選挙をやりまして三年たったわけでございまして、このあたりで政局を一新いたしまして新たな体制であるという見解も国民の間にだんだんと理解を得つてあるように私は判断をいたしております。(拍手)

○國務大臣(園田直君) お答えをいたします。

ソ連が世界的軍備増強の一環として極東の軍備を増強しているという客観的事実、この事実に基づいて極東の平和のために非常な影響と注意をすべきであるということは、私も防衛庁長官も一致した意見であります。ただし、これに対応する処置というものは、あくまでこれは冷静を失つてはならない。少なくとも極東の平和、アジアの平和といふものは、抑止力を維持しながら、その平和を維持しながら、ソ連との友好関係を逐次進め、安定の方向に持っていくことがきわめて大事であり、これが日本の外交の基本であるといた見解であります。

沖縄における演習は、訓練によって対応する能力を維持向上するという日米安保条約の抑止力による目的から逸脱するものではないと考えております。ただし、演習実施に当たっては、諸規則を遵守し、その上、かつ、地域住民の生活に与える影響、安全、こうしたことについては細心の注意を払われるよう強く米軍には要請しているところであります。

御発言の中の道路の横断、これは交通安全を確保するための調整の範囲内で行われたものと解釈をいたしておりますが、農地の立ち入りは、施設区域内のいわゆる黒認耕作地域内の立ち入りであると解釈しておりますので、地位協定に違反するものではないと考えております。(拍手)

○國務大臣(山下元利君) お答え申し上げます。

防衛白書につきましては、総理大臣、外務大臣からすでに御答弁がございましたが、これは防衛庁といたしましては最近の国際軍事情勢とわが国周辺の軍事動向等を冷静に客観的に分析したものでございまして、ただいまお述べになりましたように、私は判断をいたしましたが、それは防衛省所管の法令を中心としたまことに御承知のとおりでございます。特段の予算増加をお願いしてまいったところでございます。今後におきましても、御決議の線に沿いまして、いまきわめて財政的に厳しい状態の中にはございますが、同和問題の緊要性等にかんがみまして、速やかな問題の解決を目指して特段の配慮をしてまいります。(拍手)

○國務大臣(中野四郎君) 今国会最後の御答弁を申し上げます。

御質問は、過疎地域対策緊急措置法を延長する意思はあるかというお尋ねでございます。

全国市町村の三四%を占めていますが、過疎地域の振興につきましては、昭和四十五年以来、過

疎地域対策緊急措置法に基づきまして計画的にそ
の対策を講じてまいりましたが、道路の整備など
相当の成果を上げてきましたが、しかし、他
地域との間に依然として格差が存することは事実
であります。なお残された課題も非常に多い
のでございますから、この法律が明年三月末を
もって効力を失うこととなつておりますが、當
然延長すべきと考えておりますけれども、この
法律制定の経緯にもかんがみまして、関係各方面
と十分御相談の上、御質問の御趣旨に沿うように
してまいりたいと存じております。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これにて質疑は終了いた
しました。
休憩いたします。

午後一時十三分休憩

午後四時三十七分開議

○議長(安井謙君) 休憩前に引き続き、会議を開
きます。

○議長(安井謙君) 休憩前に引き続き、会議を開
きます。

この際、国家公務員等の任命に関する件につい
てお諮りいたします。

内閣から、宇宙開発委員会委員に山内正男君
を、
国家公安委員会委員に今井久君を、
中央社会保険医療協議会委員に高橋勝好君を、
日本電信電話公社経営委員会委員に横田郁君、
吉國一郎君を
任命することについて本院の同意を求めてまいり
ました。

まず、宇宙開発委員会委員、中央社会保険医療
協議会委員の任命について採決をいたします。
内閣申し出のとおり、いずれも同意することに
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつ
て、全会一致をもつていればも同意することに決
まります。

ても必要な事業を行いうるようとするものであ
り、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

日本電信電話公社経営委員会委員、
内閣申し出のとおり、いざれも同意することに
賛成の諸君の起立を求めます。

に恒久対策を充実すること等によりスモン問題
の全面解決を図ること。
七、既発生被害の救済に関する事業については、
これが円滑に行われるよう、金融面その他につ
き適切な措置を講ずること。

右決議する。

医薬品副作用被害救済基金法案
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき格
段の努力を払うべきである。
一、医薬品の特殊性を十分考慮しつつ、本救済制
度に無過失責任を導入することについて、今後
とも検討を続けること。

二、中央薬事審議会の判定部門については、機構
の充実を図り、救済対象被害の判定が迅速かつ
適正に行われ、被害者が不利にならないよう特
に留意すること。

なお、委員の構成については、医学、薬学の
専門家のほか法律の専門家を加える等公正な判
定が行われるよう配慮すること。

また、判定については、主治医の積極的協力
が得られるよう関係団体等に対し、本制度の趣
旨の徹底を図ること。

三、救済対象から除外されるがんその他の特殊疾
病に使用される医薬品の範囲については、真に
やむを得ざるもののみに限定するものとするこ
と。

四、救済給付の給付水準については、被害者の実
情に即し、また他の諸制度も勘案し、その改善
が図られるよう配慮すること。

五、国は、救済基金の安定した運営が行われるよ
う、国庫補助その他につき適切な措置を講ずる
こと。

六、スモン患者を早急に救済するため、鑑定の迅
速化を図り、一時金の支払い等を速やかに実施
することとともに、投薬証明書のないスモン患者に
ついても同様の対応策を早急に具体化し、さら

第一條 医薬品副作用被害救済基金は、医薬品の
副作用による疾病、廃疾又は死亡に関して、医
療費、障害年金、遺族年金等の給付を行うこと
等により、医薬品の副作用による健康被害の迅
速な救済を図ることを目的とする。
(定義)
第二条 この法律で「医薬品」とは、薬事法(昭
和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月五日

医薬品副作用被害救済基金法案
医薬品副作用被害救済基金法
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

<p

官 報 (号 外)

定する医薬品であつて、同法第十二条第一項に規定する医薬品の製造業の許可若しくは同法第十八条第一項（同法第二十三条规定において準用する場合を含む。）に規定する医薬品の製造品目の変更等の許可又は同法第二十二条第一項に規定する医薬品の輸入販売業の許可を受けて製造され、又は輸入されたものをいう。ただし、次に掲げる医薬品を除く。

一 がんその他の特殊疾病に使用されることが目的とされている医薬品であつて、厚生大臣の指定するもの。

二 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品その他厚生省令で定める医薬品。

この法律で「医薬品の副作用」とは、医薬品が適正な使用目的に従い適正に使用された場合においてもその医薬品により人に発現する有害な反応をいう。

（法人格）

第三条 医薬品副作用被害救済基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

（数）

第四条 基金は、一を限り、設立されるものとする。（名称）

第五条 基金は、その名称中に医薬品副作用被害救済基金という文字を用いなければならない。

基金でない者は、その名称中に医薬品副作用被害救済基金という文字を用いてはならない。（登記）

第六条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第二十一条第一項の規定により理事長となるべき者に対抗することができない。

（民法の適用）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

（発起人）

第八条 基金を設立するには、医薬品の副作用による健康被害の救済について学識経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。（設立の認可等）

第九条 発起人は、定款及び事業計画書を厚生大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 前項の事業計画書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

第十条 厚生大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条第一項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、医薬品の副作用による健康被害の迅速な救済に寄与することが確実であると認められること。

第十一條 厚生大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時ににおいて、それが第十七条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

（事務の引継ぎ）

第十二条 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

（設立の登記）

第十三条 理事長となるべき者は、前条の規定によつて登記しなければならない。

第十四条 基金についての登記は、厚生大臣が行う。

（役員の選任）

第二章 設立

第三章 管理

第十四条 基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

2 基金の定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員）

第十五条 基金に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。（役員の職務及び権限）

第十六条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第二章 設立

第三章 管理

第十八条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。（役員の欠格条項）

第十九条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。（役員の解任）

第二十条 厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができます。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするとときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。（役員の兼職禁止）

第二十二条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に從事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りではない。

（代理権の制限）

第二十三条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代理権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。（評議員会）

第十二条 基金に、財政計画その他基金の運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員十人以内で組織する。

3 評議員は、第三十二条第一項に規定する製造業者等が加入している団体又はその連合団体の役員及び基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第二十四条 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員等の秘密保持義務)

第二十五条 基金の役員、評議員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(役員等の公務員たる性質)

第二十六条 基金の役員、評議員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

第二十七条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 医薬品の副作用による疾病、廃疾又は死亡につき、医療費、医療手当、障害年金、障害

児養育年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料の給付(以下「救済給付」という。)を行うこと。

二 救済給付の支給に係る者について保健福祉

事業を行うこと。

三 提出金を徴収すること。

四 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 基金は、前項第二号に掲げる業務を行おうとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならぬ。

(救済給付)

第二十八条 救済給付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該各号に定める者に対して行うものとし、救済給付を受けようとする者の

請求に基づき、基金が支給を決定する。

一 医療費及び医療手当 医薬品の副作用によ

る疾病について政令で定める程度の医療を受ける者

二 障害年金 医薬品の副作用により政令で定

める程度の廃疾の状態にある十八歳以上の者

三 遺族年金 医薬品の副作用により政

令で定める程度の廃疾の状態にある十八歳未

満の者を養育する者

四 遺族年金又は遺族一時金 医薬品の副作用

により死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 医薬品の副作用により死亡した者の葬祭を行なう者

2 救済給付は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、行わない。

一 その者の医薬品の副作用による疾病、廃疾

又は死亡が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)又は結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の規定による予防接種を受けたことによるものである場合

二 その者の医薬品の副作用による疾病、廃疾

又は死亡の原因となつた医薬品について賠償の責任を有する者があることが明らかな場合

三 その他厚生省令で定める場合

2 救済給付の額、請求の期限、支給方法その他

救済給付に関して必要な事項は、政令で定め

る。

3 救済給付の額、請求の期限、支給方法その他

救済給付に関して必要な事項は、政令で定め

る。

4 3 前項の提出金率は、基金が定める。

4 3 前項の提出金率は、基金が定める。

5 第二項の提出金率は、救済給付に要する費用

の予想額並びに予定運用収入の額及び政府の補助金があるときはその額に照らし、将来にわたつて基金の財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごと

(救済給付の中止等)

第三十条 基金は、救済給付を受けている者に係る疾病、廃疾又は死亡の原因となつた医薬品について賠償の責任を有する者があることが明らかとなつた場合には、以後救済給付は行なない。

2 基金は、救済給付に係る疾病、廃疾又は死亡の原因となつた医薬品について賠償の責任を有する者がある場合には、その行なつた救済給付の額の限度において、救済給付を受けた者がその者に対する損害賠償の請求権を取得する。

2 基金は、救済給付に係る疾病、廃疾又は死亡の原因となつた医薬品等が製造し、又は輸入した者に對して有する損害賠償の請求権を取得する。

に、この基準に従つて再計算されるべきものとし、当分の間、千分の二を超えない範囲内の率とする。

6 基金が前年度において救済給付の支給を決定した者に係る疾病、廃疾又は死亡の原因となつた医薬品(以下この項において「原因医薬品」という。)を製造し、又は輸入した者に對して有する損害賠償の責任を有する者が明確な場合には、以後救済給付は行なわれない。

2 基金が前年度に支給を決定した救済給付の額の限度において、救済給付を受けた者がその者に対する損害賠償の請求権を取得する。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 基金は、第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る拠出金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその拠出金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、厚生省令で定める場合は、この限りでない。

(業務の委託)

第三十四条 基金は、厚生大臣の認可を受け、第二十七条第一項第三号に掲げる業務(督促及び滞納処分を除く)の一部を製造業者等が加入している団体又はその連合団体で厚生大臣の指定するものに委託することができる。

(業務方法書)

第三十五条 基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(予算等の認可)

第三十七条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

(財務諸表)

第三十八条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に提出する。

に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(責任準備金の積立て)

第三十九条 基金は、厚生省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第四十一条 基金は、厚生大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、厚生大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第四十二条 基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生大臣の指定する有価証券の保有

二 厚生大臣の指定する金融機関への預金

三 その他厚生省令で定める方法

(補助金)

第四十三条 政府は、政令で定めるところにより、特定の医薬品の副作用による健康被害の救済を行なうため特に必要があると認めた場合には、基金に対し、救済給付に要する費用の一部を補助することができる。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十四条 基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(厚生省令への委任)

第四十五条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第六章 監督

(監督命令)

第四十六条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十七条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対しその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、基金の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(協議)

第五十一条 厚生大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十三条第四項、第三十五条第一項又は第三十七条の認可をしようとするとき。

二 第三十八条第一項の承認をしようとするとき。

三 第四十五条の厚生省令を定めようとするとき。

件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七章 雜則

(解説)

第四十八条 基金の解散について、別に法律で定める。

(審査の申立て等)

第四十九条 救済給付の支給の決定又は拠出金の算定について不服がある者は、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣に対し、審査を申し立てることができる。

2 拠出金の督促及び滞納処分に不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(受給権の保護及び公課の禁止)

第五十条 救済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 租税その他の公課は、救済給付として支給を受けた金額を標準として、課することができます。

(協議)

第五十二条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令につ

いては、政令で定めるところにより、基金を国行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(経過措置)

第五十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第五十四条 第二十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、十円以下の罰金に処する。

一 第四十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第四十七条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十六条 第三十二条第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、十円以下の罰金に処する。

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同条の刑を科する。

第五十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、

その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十七条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十九条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

五 第四十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第四十六条の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

七 第五十九条 第五条第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 则

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第二十八条第一項の規定は、附則第三条の規定により読み替えられた第三十一条第一項の厚生大臣が告示で定める日から起算して六月を経過した日以後に使用された医薬品による疾病にかかる、廃疾となり、又は死亡した者について適用すること。

3 第二十九条第一項の規定は、附則第三条の規定により読み替えられた第三十一条第一項の厚生大臣が告示で定める日から起算して六月を経過した日以後に使用された医薬品が原因となる疾患にかかる、廃疾となり、又は死亡した者について適用すること。

4 第三十条第一項の規定は、附則第三条の規定により読み替えられた第三十一条第一項の厚生大臣が告示で定める日から起算して六月を経過した日以後に使用された医薬品が原因となる疾患にかかる、廃疾となり、又は死亡した者について適用すること。

5 第三十一条第一項の規定は、附則第三条の規定により読み替えられた第三十一条第一項の厚生大臣が告示で定める日から起算して六月を経過した日以後に使用された医薬品が原因となる疾患にかかる、廃疾となり、又は死亡した者について適用すること。

6 第三十二条第一項の規定は、附則第三条の規定により読み替えられた第三十一条第一項の厚生大臣が告示で定める日から起算して六月を経過した日以後に使用された医薬品が原因となる疾患にかかる、廃疾となり、又は死亡した者について適用すること。

7 第三十三条第一項の規定は、附則第三条の規定により読み替えられた第三十一条第一項の厚生大臣が告示で定める日から起算して六月を経過した日以後に使用された医薬品が原因となる疾患にかかる、廃疾となり、又は死亡した者について適用すること。

8 第三十四条第一項の規定は、附則第三条の規定により読み替えられた第三十一条第一項の厚生大臣が告示で定める日から起算して六月を経過した日以後に使用された医薬品が原因となる疾患にかかる、廃疾となり、又は死亡した者について適用すること。

9 第三十五条第一項の規定は、附則第三条の規定により読み替えられた第三十一条第一項の厚生大臣が告示で定める日から起算して六月を経過した日以後に使用された医薬品が原因となる疾患にかかる、廃疾となり、又は死亡した者について適用すること。

10 第三十六条第一項の規定は、附則第三条の規定により読み替えられた第三十一条第一項の厚生大臣が告示で定める日から起算して六月を経過した日以後に使用された医薬品が原因となる疾患にかかる、廃疾となり、又は死亡した者について適用すること。

11 第三十七条第一項の規定は、附則第三条の規定により読み替えられた第三十一条第一項の厚生大臣が告示で定める日から起算して六月を経過した日以後に使用された医薬品が原因となる疾患にかかる、廃疾となり、又は死亡した者について適用すること。

開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(業務の特例等)

第六条 基金は、第二十七条第一項に規定する業務のほか、当分の間、附則第三条の規定により読み替えられた第三十一条第一項の厚生大臣が告示で定める日から起算して六月を経過した日前に使用された特定の医薬品の副作用による健康被害(この条において「健康被害」という。)の救済を行うことが特に必要であると認められた場合には、厚生大臣の認可を受けて、次の業務を行なうことができる。

一 健康被害の救済のために必要な事業を行う者に委託を受けて、その事業を行なうこと。

二 健康被害の救済のための給付を行なう者に委託を受けて、その事業を行なうこと。

三 当該給付に必要な限度で資金を貸し付けること。

4 前項第一号の貸付けを受けた者は、同号に掲げる業務の執行に要する費用に充てるため、厚生省令で定めるところにより、基金に對し、納付金を納付しなければならない。

5 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第一項第一号の貸付けに相当して行う健康被害の救済のための給付に必要な資金の貸付けに限る。)のための資金に充てるため基金がする借入金に係る債務(借換えに係る債務を含む。)について保証することができる。

6 商法第二百六十六条第一項第一号及び第二百九十条第二項の規定は、前項の規定に違反して配当した場合に準用する。

7 第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

8 第七十二条の五第一項第四号中「国民年金基金」の下に「医薬品副作用被害救済基金」を加える。

9 第九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

10 別表第一第一号の表奄美群島振興開発基金の項の次に次のように加える。

規定する業務とみなす。

(給付額の繰延べ等)

第七条 前条第一項第二号の規定による基金からの貸付け(国と連帯して行う健康被害の救済のための給付に必要な資金の貸付けに限る。)を受けて同号の給付を行なう者は、当該給付のうち基金から当該貸付けを受けた額に相当する金額を、当該給付を行つた後最初に到来する決算期において、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、当該決算期から十五年以内に、毎次第期に均等額以上の償却をしなければならない。

8 前項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額は、医薬品副作用被害救済費用繰延べという名稱を用ひなければならぬ。

9 第二項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した者は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十条第一項の規定により利益の配当をすることができる限度とされた金額から第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

10 第二項の規定により計上された金額から第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

11 第二項の規定により計上された金額から第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

12 第二項の規定により計上された金額から第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

13 第二項の規定により計上された金額から第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

14 第二項の規定により計上された金額から第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

15 第二項の規定により計上された金額から第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

16 第二項の規定により計上された金額から第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

17 第二項の規定により計上された金額から第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

18 第二項の規定により計上された金額から第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

19 第二項の規定により計上された金額から第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

20 第二項の規定により計上された金額から第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

21 第二項の規定により計上された金額から第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

22 第二項の規定により計上された金額から第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

23 第二項の規定により計上された金額から第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

24 第二項の規定により計上された金額から第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

六〇

医薬品副作用 被害救済基金	医薬品副作用被害救済 法律第(昭和五十四年 号)
(法人税法の一部改正) 一部を次のように改正する。 別表第二第一号の表アジア経済研究所の項の 次に次のように加える。	第十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の 一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)
第十一條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。
第五条第五十一号の三の次に次の一号を加える。
第十二条に次の一号を加える。

五十一の四 医薬品副作用被害救済基金を指導監督
立又は定款の変更を認可し、これに対しその業務の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

第十三条に次の二号を加える。

十六 医薬品副作用被害救済基金を指導監督
立又は定款の変更を認可し、これに対しその業務の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

昭和五十四年九月六日
参議院議長 安井 謙殿 亘

一、委員会の決定の理由

本法律案は、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図るため、日本薬局方収載医薬品

要領書

五、添付文書等の記載、特に使用及び取り扱い上の注意については、十分指導を行い、記載方法の明確化を図ること。
また、再評価の終了した医薬品の効能、効果

についても製造の承認を要することとする等により製造承認の制度を整備するとともに、医薬品等につきその適正な使用のための規制措置を整備する等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項につき格段の努力を払うべきである。

一、医薬品等の安全性の確保につき重大な責務を有する国、製造業者等は、本法の目的達成のために最善の努力を払うとともに、薬事制度については副作用による被害についてのいわゆる製造物責任導入の問題等を含め、今後も引き続き各般の問題点につき検討を行い、その基本的な改善方策の確立を図るよう配慮すること。

二、中央薬事審議会の組織、人員の強化充実を図り、その運営が適切に行われるよう配慮すること。

三、製造承認、再審査及び再評価の資料は、公表されるべきものである。

四、医薬品の製造業者等の行う有効性及び安全性に関する情報の収集、提供、報告の業務の確實な履行、医療機関における情報活動の強化及び製造業者等の情報収集に対する積極的な協力の確保について十分な指導を行うこと。

五、添付文書等の記載、特に使用及び取り扱い上の注意については、十分指導を行い、記載方法の明確化を図ること。
また、再評価の終了した医薬品の効能、効果

の表示については、当該効能、効果の立証の程度をも含めることについて検討すること。
六、治験において、臨床試験の依頼をする場合の遵守基準には、被験者の同意を原則とし、被害発生時の補償措置を確立する等を含め、被験者の人権等について十分配慮すること。

七、いわゆるプロバーナ資質の向上、活動の適正化を図るため、資格制度等そのあり方について、早急に具体策を確立すること。

八、医薬品の開発に伴う試験の実施に関する基準(GLP)の検討を進め、その制定を促進すること。

九、医薬部外品及び化粧品の表示に関し記載が必要な成分に係る厚生大臣の指定に当たつては、適正な使用が図られるよう、厳正を期すこと。
また、医薬部外品の適正な使用について関係業界を十分に指導するとともに、一般消費者に対する正確な知識の普及に努めること。

さらに、化粧品の分類、広告のあり方について安全性の見地から検討し、改善を図ること。

十、医薬分業の計画的推進、業種基準の一層の適正化、難病治療薬等の新薬開発の積極的推進等に努めること。

十一、製薬企業、特に中小零細企業の近代化的促進に配慮するとともに、中小卸売業、小売販売業の自主的な近代化、協業化が促進されるよう、医薬品の流通機構の改善を図ること。

十二、動物用医薬品の使用基準が、厳格に遵守されるための必要な措置を講ずること。

右決議する。

薬事法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図るため、日本薬局方収載医薬品

全性の確保を図るため、日本薬局方収載医薬品

薬事法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図るため、日本薬局方収載医薬品

全性の確保を図るため、日本薬局方収載医薬品

薬事法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十四年九月五日

参議院議長 安井 弘吉
衆議院議長 麻尾 弘吉
議殿

薬事法の一部を改正する法律案
薬事法の一部を改正する法律案

目次中「第十章 雜則(第七十八条第一項)」を「第十章 雜則(第七十七条の二第一項)」を改める。

第九条の二「厚生大臣は、厚生省令で、薬局における医薬品の試験検査の実施方法、薬局の管理者の義務の遂行のための配慮事項その他の薬局の業務に関し薬局開設者が遵守すべき事項を定めることができる。」を「厚生大臣は、厚生省令で、薬局における医薬品の試験検査の実施方法、薬局の管理者の義務の遂行のための配慮事項その他の薬局の業務に関し薬局開設者が遵守すべき事項を定めることができる。」に改める。

第十二条第三項中「二年」を「三年」に改める。

第十三条第一項中「日本薬局方に認められない」を「次条第一項に規定する」に、「次条第一項」を「同項」に改める。

第十四条を次のように改める。
(医薬品等の製造の承認)

第十四条 厚生大臣は、医薬品(日本薬局方に認められている医薬品であつて厚生大臣の指定するものを除く)、医薬部外品、厚生大臣の指定する成分を含有する化粧品又は医療用具(厚生大臣の指定する医療用具を除く。)につき、これを製造しようとする者から申請があつたときは、

前項の承認は、申請に係る医薬品、医薬部外品ごとにその製造についての承認を与える。

品、化粧品又は医療用具の名称、成分、分量、用法、用量、効能、効果、性能、副作用等を審査して行うものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認は、与えない。

一 申請に係る医薬品、医薬部外品又は医療用具が、その申請に係る効能、効果又は性能を有すると認められないとき。

二 申請に係る医薬品、医薬部外品又は医療用具が、その効能、効果又は性能に比して著しく有害な作用を有することにより、医薬品、医薬部外品又は医療用具として使用価値がないと認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具として不適当なものとして厚生省令で定める場合に該当するとき。

第一項の承認を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、申請書に臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料を添付して申請しなければならない。

第一項の承認を受けた者は、当該品目について承認された事項の一部を変更しようとするときは、その変更についての承認を求めることができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第十四条の次に次の二条を加える。

(新医薬品等の再審査)

第十四条の二 次の各号に掲げる医薬品につき前条の規定による製造の承認を受けた者は、当該医薬品については、当該各号に定める期間内に申請して、厚生大臣の再審査を受けなければならない。

既に製造又は輸入の承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる医薬品として厚生大臣がその製造の承認の際指示したもの(以下「新医薬品」という)。その製造の承認のあつた日後六年(厚生大臣が中央薬事審議会

の意見を聴いて指定する医薬品については、

六年を超えない範囲内において厚生大臣の指定する期間。次号において同じ。)を経過した

日から起算して三月以内

二 新医薬品(その製造又は輸入の承認のあつた日後六年を経過しているものを除く。)と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品として厚生大臣がその製造の承認の際指示したもの

前号に定める期間に合致するように厚生大臣が指示する期間

2 厚生大臣の再審査は、再審査を行う際に得られている知見に基づき、前項各号に掲げる医薬品が前条第二項各号のいずれにも該当しないことを確認することにより行う。

3 第一項の申請は、申請書にその医薬品の使用成績に関する資料その他厚生省令で定める資料を添付してしなければならない。

4 第一項の承認を受けた者は、当該品目について承認された事項の一部を変更しようとするときは、その変更についての承認を求めることができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第十四条の三 医薬品の製造の承認を受けている者には、厚生大臣が中央薬事審議会の意見を聽いて医薬品の範囲を指定して再評価を受けるべき旨を公示したときは、その指定に係る医薬品について、厚生大臣の再評価を受けなければならぬ。

(医薬品の再評価)

第十四条の三 医薬品の製造の承認を受けている者は、厚生大臣が中央薬事審議会の意見を聽いて医薬品の範囲を指定して再評価を受けるべき旨を公示したときは、その指定に係る医薬品について、厚生大臣の再評価を受けなければならぬ。

第十五条 第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 厚生大臣の指定する医薬品にあつては、その使用の期限

第五十九条第六号を次のよう改める。

六 厚生大臣の指定する成分を含有する医薬部外品にあつては、その成分の名称

第五十九条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 厚生大臣の指定する医薬部外品にあつては、その使用の期限

第六十条中「及び第五十三条」を削り、「第五十九条」との下に、「第五十二条第三号中「第四十二条第一項」を「第十四条の三の規定による再審査又は第十四条の三の規定による再評価」を加え、「行なわなければ」を行わなければ「に」、「製造しよう」と「製造しよう」とし、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条中「十日」を「三十日」に改める。

第二十条第二項中「承認」の下に、「第十四条の二の規定による再審査又は第十四条の三の規定による再評価」を加え、「行なわなければ」を行わなければ「に」、「製造しよう」と「製造しよう」とし、「行なう」を「行う」に改める。

第二十二条第三項及び第二十四条第二項中「二年」を「三年」に改める。

第二十六条第三項中「一般販売業」の下に「(以下「卸売一般販売業」という。)」を加える。

第二十七条中「及び第九条」を「から第九条の二年」を「三年」に改める。

第二十八条中「承認」の下に「、再審査又は再評価」を加える。

第二十九条中「及び第五十三条」を削り、「第六十二条第一項」との下に「第五十二条第三号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」とを加え、「準用する第五十二条若しくは第五十二条」に、「第五十二条第三号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」とを加え、「第六十三条」を「第六十三条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 厚生大臣の指定する医薬用具にあつては、その使用の期限

第六十四条中「第五十三条から」を「第五十二条から」に改め、「場合において」の下に「第五十二条第三号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」とを加え、「第六十三条」を「第六十三条又は第六十四条において準用する第五十二条」に、「第五十三条若しくは第五十四条」を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第五十五条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第五十六条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第五十七条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第五十八条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第五十九条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第六十条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第六十一条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第六十二条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第六十三条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第六十四条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第六十五条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第六十六条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第六十七条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第六十八条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第六十九条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第七十条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第七十一条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第七十二条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第七十三条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第七十四条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第七十五条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

(準用)

第十六条 医薬品の製造業者については、第九条の二の規定を準用する。

第十九条中「十日」を「三十日」に改める。

第二十条第二項中「承認」の下に、「第十四条の二の規定による再審査又は第十四条の三の規定による再評価」を加え、「行なわなければ」を行わなければ「に」、「製造しよう」と「製造しよう」とし、「行なう」を「行う」に改める。

第二十二条第三項及び第二十四条第二項中「二年」を「三年」に改める。

第二十六条第三項中「一般販売業」の下に「(以下「卸売一般販売業」という。)」を加える。

第二十七条中「及び第九条」を「から第九条の二年」を「三年」に改める。

第二十八条中「承認」の下に「、再審査又は再評価」を加える。

第二十九条中「及び第五十三条」を削り、「第六十二条第一項」との下に「第五十二条第三号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」とを加え、「準用する第五十二条若しくは第五十二条」に、「第五十二条第三号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」とを加え、「第六十三条」を「第六十三条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 厚生大臣の指定する成分を含有する化粧品にあつては、「」を削り、同条第四号を次のように改める。

五 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その成分の名称

第六十二条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

六 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その成分の名称

第六十三条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

七 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その成分の名称

第六十四条中「第五十三条から」を「第五十二条から」に改め、「場合において」の下に「第五十二条第三号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」とを加え、「第六十三条」を「第六十三条又は第六十四条において準用する第五十二条」に、「第五十三条若しくは第五十四条」を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

八 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その成分の名称

第六十五条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

九 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その成分の名称

第六十六条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

十 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その成分の名称

第六十七条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

十一 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その成分の名称

第六十八条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

十二 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その成分の名称

第六十九条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

十三 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その成分の名称

第七十条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

十四 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その成分の名称

第七十一条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

十五 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その成分の名称

第七十二条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

十六 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その成分の名称

第七十三条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

十七 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その成分の名称

第七十四条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

十八 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その成分の名称

第七十五条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

十九 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その成分の名称

第七十六条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

二十 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、その成分の名称

第七十七条第一項を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

認めるときは、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造業者、輸入販売業者若しくは販売業者又は薬局開設者に対して、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の販売又は授与を一時停止することその他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための応急の措置を探るべきことを命ずることができる。

第七十条第一項中「又は不良な原料」を「、第十四条の二第一項の規定により製造又は輸入の承認を取り消された医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具又は不良な原料」に改め、「廃棄」の下に「回収」を加え、同条第二項中「廃棄させ」の下に「若しくは回収させ」を加える。

第七十二条中「第六十二条及び第六十四条」を第七十四条の次に次の二条を加える。

(承認の取消し等)

第七十四条の二 厚生大臣は、製造又は輸入の承認をえた医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具が第十四条第二項各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、その承認を取り消さなければならない。

第七十五条の二 厚生大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造用具が第十四条第二項各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、その承認を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造又は輸入の承認を与えた事項の一部について、保健衛生上の必要があると認められたときは、その変更を命ずることができる。

3 厚生大臣は、前二項に定める場合のほか、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造又は輸入の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その承認を取り消し、又はその承認を与えた事項の一部についてその変更を命ずることができる。

一 第十四条の二第一項又は第十四条の三第一項の規定により再審査又は再評価を受けなければならぬ場合において、定められた期限までに必要な資料の全部若しくは一部を提出せず、又は虚偽の記載をした資料を提出した

4 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者が第一項又は前項の規定により製造又は輸入の承認を取り消されたときは、当該品目に係る製造又は輸入の許可是、取り消されたもののみなす。

第五章中「第七十三条」の下に「、第七十四条の二第三項」を加える。

(情報の提供等)

第七十七条の二 医薬品若しくは医療用具の製造業者若しくは輸入販売業者又は卸売一般販売業の許可を受けた者は、薬局開設者、病院、診療所若しくは家畜診療施設の開設者、医薬品若しくは医療用具の販売業者又は医師、歯科医師、獣医師、獣科医師その他の医薬関係者に対し、医薬品又は医療用具の有効性及び安全性に関する事項その他医薬品又は医療用具の適正な使用のために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

2 薬局開設者、病院、診療所若しくは家畜診療施設の開設者、医薬品若しくは医療用具の販売業者又は医師、歯科医師、獣医師、獣科医師その他の医薬関係者は、医薬品若しくは医療用具の製造業者若しくは輸入販売業者又は卸売一般販売業の許可を受けた者が行う医薬品又は医療用具の適正な使用のために必要な情報の収集に協力するよう努めなければならない。

第七十八条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号の申請に対する審査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(手数料)

第二章中「第七十三条」の下に「(治験薬等を含む。)」を加え、「もつぱら」を「専ら」に改め、「この法律」の下に「(次条第三項を除く。)」を加える。

第八十二条中「医療用具」の下に「(治験薬等を含む。)」を加え、「もつぱら」を「専ら」に改め、「この法律」の下に「(次条第三項を除く。)」を加える。

第十章中第八十三条の次に次の二条を加える。

二 製造又は輸入の承認を受けた医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の販売業者が第一項又は前項の規定により製造又は輸入の承認を取り消された場合は、当該品目に係る製造又は輸入の許可是、取り消されたもののみなす。

三 第十四条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による承認を申請する者は、可の更新を申請する者

一 第十二条第一項又は第二十二条第一項の許可を申請する者

二 第十二条第三項又は第二十二条第三項の許可の更新を申請する者

三 第十四条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による再審査を申請する者

四 第十四条の二(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による再評価を申請する者

第五章中「第七十三条」の下に「(罰則に

第八十三条の二 農林水産大臣は、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品であつて、適正に使用されるのでなければ牛、豚その他の農林水産省令で定める動物(以下「対象動物」という。)の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれのあるものが生産されるおそれのあるものについて、中央農業審議会の意見を聽いて、農林水産省令での医薬品を使用することができる対象動物、対象動物に使用する場合における使用的時期その他の事項に關し使用者が遵守すべき基準を定めることができる。

第六章中「第七十三条」の下に「(罰則に

第八十条の二 第十四条第三項(同条第四項及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき資料のうち臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験の実施(以下「治験」という。)の依頼をしようとする者は、治験を依頼するに當たっては、厚生省令で定める基準に従つてこれを行わなければならぬ。

2 治験の依頼をしようとする者は、あらかじめ、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣に治験の計画を届け出なければならない。ただし、厚生省令で定める場合は、この限りでない。

3 厚生大臣は、治験の対象とされる薬物又は器具器械(以下「治験薬等」という。)の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、治験の依頼をし、厚生省令で定める場合は、この限りでない。

2 治験の依頼をしようとする者は、あらかじめ、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣に治験の計画を届け出なければならない。ただし、厚生省令で定める場合は、この限りでない。

3 厚生大臣は、公衆衛生の見地から必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、前二項の農林水産省令の制定又は改廃に關し意見述べることができる。

第八十四条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第八十五条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第八十六条第一項中「五万円」を「二十万円」に改め、同項に次の二号を加える。

十三 第八十三条の二第二項の規定に違反した者は、

第八十六条第二項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第八十七条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第五号中「により報告を命ぜられて、報告」を「による報告」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の

六 第六十九条の二の規定による命令に違反した者第八十七条に次の二号を加える。

九 第八十一条の二第一項又は第二項の規定に違反した者第八十八条中「一万円」を「五万円」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第十二条第一項又は第二十二条第一項の許可を受けて日本整局方に認められている医薬品(改正後の第十四条第一項の厚生大臣の指定する医薬品を除く)を製造し、又は輸入している者は、この法律の施行の日から一年以内に、同項(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による承認を申請しなければならない。

2 前項の規定により承認の申請を行つた者の申請に係る第十二条第一項又は第二十二条第一項の許可の更新については、当該承認の申請について承認を与えた、又は与えない旨の処分が行われるまでの間は、改正後の第十三条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する医薬品で同項の規定により行われた承認の申請に係るものについては、当該承認の申請について承認を与えた、又は与えない旨の処分が行われるまでの間は、改正後の第六十八条の規定は、適用しない。

4 この法律の施行の日から一年以内に第一項の規定により承認の申請が行われないとき、又はその期間内に同項の規定により承認の申請が行われた場合において当該申請に対し承認を与えない旨の処分が行われたときは、当該品目に係る製造又は輸入の許可は、取り消されたものと

みなす。

第三条 この法律の施行の際現に存する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具で、その容器、被包等にこの法律による改正前の薬事法(以下「旧法」という。)の規定に適合する表示がされているものについては、この法律の施行の日から起算して二年間は、引き続き旧法の規定に適合する表示がされている限り、この法律による改正後の薬事法(以下「新法」という。)の規定に適合する表示がされているものとみなす。

第四条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具に使用される容器若しくは被包又はこれらに添付される文書であつて、この法律の施行の際に旧法の規定に適合する表示がされているものが、この法律の施行の日から起算して一年以内に、添付される文書であるため、日本整局方に取扱う医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の容器若しくは被包又はこれらに添付される文書として使用されたときは、この法律の施行の日から起算して二年間は、引き続き旧法の規定に適合する表示がされている限り、新法の規定に適合する表示がされているものとみなす。

第五条 旧法の規定によつてした処分又は手続は、新法の相当規定によつてしたものとみなす。(從前の行為に対する罰則の適用)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)
第七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
第五条第四十六号中「日本整局方に認められない」といふを削る。

○久保良君 「久保良君登壇、拍手」
○謙長(安井謙君) ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
まず、医薬品副作用被害救済基金法案の主な内容は、医薬品の副作用による健康被害を迅速に救済するため、医薬品の副作用による疾病、障害年金、遺族年金等の給付及び保健福祉事業を行うとともに、これに必要な費用の徴収を行う医薬品副作用被害救済基金の設立、管理等について定めるほか、基金が当分の間既発生被害の救済についても必要な事業を行ひ得るようにすること等であります。

次に、薬事法の一部を改正する法律案の主な内容は、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図るため、日本整局方取扱医薬品についても製造の承認を要することとする等により製造承認の制度を整備するとともに、医薬品等につきその適正な使用のための規制措置を整備すること等であります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、製造物責任制度の薬害救済への導入、スマート患者に対する恒久対策の具体化と充実策、副作用情報の収集体制と伝達方法の整備、制度を整備すること等であります。

昭和五十四年九月七日 堀徳太郎君

○謙長(安井謙君) 御異議なしと呼ぶ者あり
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長権限にて要領書を添えて報告する。

内閣委員長 桜垣徳太郎

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決いた。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年九月七日

参議院議長 安井 謙殿

要領書

内閣委員長 桜垣徳太郎

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、現行の恩給年額を昭和五十四年四月分以降平均三・六%増額するほか、普通恩給及び公務関係扶助料等の最低保障額の増額を行うとともに、老齢者の恩給年額についての特例の改善、短期在職者並びに旧海軍特務士官等の仮定俸給の改善、旧軍人等の加算年の年額計算への算入要件の緩和、代用教員期間の基礎在職年への通算等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法律施行に要する経費は、約千二十五億円である。昭和五十四年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議
政府は、次の事項について、速やかに検討の上善処すべきである。
一、恩給の改定実施時期については、現職公務員

規定期間内に同項の規定により承認の申請が行われた場合において当該申請に対し承認を与えない旨の処分が行われたときは、当該品目に係る製造又は輸入の許可は、取り消されたものと規定により承認の申請が行われないとき、又はその期間内に同項の規定により承認の申請が行われた場合において当該申請に対し承認を与えない旨の処分が行われたときは、当該品目に係る

の給与改定時期を考慮し、均衡を失しないよう配慮すること。

一、恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等その改善を図ること。

一、扶助料の給付水準については、さらにその改善を図ること。

一、旧軍人と一般文官との間の仮定俸給年額の格付は正を行うこと。

一、加算年数の事務処理については、速やかに措置できるよう特段の配慮を行うこと。

一、戦地勤務に服した旧陸海軍看護婦については、旧日赤救護看護婦と同様の措置を講ずること。

一、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

右決議する。

恩給法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年九月七日

衆議院議長 濱尾 弘吉

参議院議長 安井 謙蔵

(恩給法の一部改正)
第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「百三十二万円」を「百三十七万円」に、「七百九十二万円」を「七百九十九万円」に改める。

九十七万円に改める。

第六十五条第二項中「九万六千円」を「十万八千円」に、「二万七千六百円」を「三万一千四百円」に、「六万円」を「六万六千円」に改め、同条

第六項中「十五万円」を「十八万円」に改める。

第七十五条第二項中「二万七千六百円」を「三

一、一〇九七、一〇〇円」を「一、三四七、一〇〇円」に、

一、一一一〇、八〇〇円」を「一、一五一七、六〇〇円」に、「一、一七六、七〇〇円」を

「一、一一一、一一〇〇円」に、「一、一四一、五〇〇円」を「一、一八五、七〇〇円」に、「一、一〇三、四〇〇円」を「一、一〇四、五〇〇円」に、「一、一〇〇〇円」を「一、一八八、九〇〇円」を「九三三、八〇〇円」に、「一、一〇一、〇〇〇円」を「一、一八七、四〇〇円」を

「一、一〇七、一〇〇円」を「八九一、一〇〇円」に、「八三五、一〇〇円」を「八六八、一〇〇円」に、「八一五、五〇〇円」を「八四七、七〇〇円」に、「七九六、〇〇〇円」を「八二七、五〇〇円」に、「七六四、五〇〇円」を「七九四、八〇〇円」に、「八〇四、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「一、一八三、〇〇〇円」を「一、一三六、〇〇〇円」に、「一、六四一、〇〇〇円」を「一、八五一、〇〇〇円」に、「一、二一、〇〇〇円」を「一、九三一、〇〇〇円」に、「一、四四五、〇〇〇円」を「一、六五、〇〇〇円」に、「一、六八一、〇〇〇円」を「一、〇〇九、〇〇〇円」に、「一、四九三、〇〇〇円」を「一、六一、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「一、一三三三、〇〇〇円」を「一、三四四、六〇〇円」に、「一、九八一、七〇〇円」を「一、八五七、三〇〇円」に、「一、八五五、一〇〇円」を「一、九五七、七〇〇円」に、「一、七五五、一〇〇円」を「一、八五四、九〇〇円」に、「一、九三三、四〇〇円」を「一、六〇六、一〇〇円」に、「一、六五七、九〇〇円」を「一、七二一、一〇〇円」に、「一、五七一、九〇〇円」を「一、六三三、一〇〇円」に、「一、二九七、一〇〇円」を「一、三四七、一〇〇円」に、「一、一一〇、八〇〇円」を「一、三五七、六〇〇円」に、「一、一四一、五〇〇円」を「一、一八五、七〇〇円」に、「一、一〇七一、六〇〇円」を「一、一三三、一〇〇円」に、「一、一〇三、四〇〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、一〇四、五〇〇円」を「九七二、三〇〇円」に、「一、一〇一、三〇〇円」に、「九一六、一〇〇円」を「九五二、一〇〇円」に、「八一五、五〇〇円」を「八四七、七〇〇円」に、

「七五六、〇〇〇円」を「八一七、五〇〇円」に、「七六四、五〇〇円」を「七九四、八〇〇円」に、

「六〇三、〇〇〇円」を「七〇九、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項中「六十五歳」を「六十歳」に改め、「大尉以下の各階級に対応する仮定俸給年額の適用を受ける者で六十歳以上のものにあつては、附則別表第七」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 下士官として在職していたことのある旧海軍の旧軍人又はその遺族に給する普通恩給又は扶助料(その基礎在職年に算入されている昭和二十年十一月三十日以前の旧軍人としての実在職年の年数が普通恩給についての所要最短在職年数以上であるものに限る)で、准士官以上大尉以下の各階級に対応する仮定俸給年額の適用を受ける者に係るものについては、第一項中「仮定俸給年額」とあるのは、「仮定俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第七の下欄に掲げる金額」とする。

附則第十四条第二項中「六十五歳」を「六十歳」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十二条の二中「九万六千円」を「十万八千円」に改める。

附則第二十七条规定「率」の下に「(その率が二あるときは、附則第十三条第三項に規定する扶助料については上段の率、その他の扶助料については下段の率)」を加え、「同項第二号」を「恩給

少尉	准士官
一一・四割	二三・四割
一三一・四割	二三一・四割
二三一・八割	二三一・八割

に改める。

附則別表第四中「八八二、〇〇〇円」を「九七七、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「八〇五、〇〇〇円」を「八九七、〇〇〇円」に、「六一七、〇〇〇円」を「七〇一、〇〇〇円」に、「四九三、〇〇〇円」を「五六三、〇〇〇円」に、「四三七、〇〇〇円」を「四九四、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)を次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)を次のように改める。

仮定俸給年額	金額
四、九八七、二〇〇円	四、八三一、五〇〇円
四、三三四、九〇〇円	四、二四八、五〇〇円
三、四四五、二〇〇円	三、三四四、六〇〇円
二、九五七、七〇〇円	二、八五四、九〇〇円
二、八二九、〇〇〇円	二、六九六、八〇〇円
二、二〇四、七〇〇円	二、一二六、〇〇〇円
一、八六一、七〇〇円	一、七二一、二〇〇円
一、四七三、八〇〇円	一、三四七、二〇〇円
一、二五七、六〇〇円	一、一八五、七〇〇円
一、一五七、五〇〇円	一、〇四二、五〇〇円
九五二、一〇〇円	八六八、一〇〇円
八九一、一〇〇円	八二七、五〇〇円
八六八、一〇〇円	七九四、八〇〇円
七九四、八〇〇円	六九九、三〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部

を次のように改正する。

第三条第二項中「率」の下に「(その率が二あるときは、法律第百五十五号附則第十三条第二項に規定する扶助料については上段の率、他の扶助料については下段の率)」を加え、「六十万三千円」を「七十万九千円」に改める。

別表中			
大尉	尉	中尉	少尉
一八・三割	一八・九割	二〇・三割	二〇・九割
一九・四割	二〇・三割	二〇・三割	二三・一割
一七・七割	一八・三割	一八・七割	一八・九割

に改め、「同一である直近下位の階級の者」の下に「(直

近下位の階級の者が准士官以上大尉以下の者である場合には、それらの者のうち法律第百五十五号附則第十三条第三項の規定により普通恩給を給せらるべき者以外の者)」を加える。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号)の一部を次のように改める。

附則第八条第一項中「次の(イ)又は(ロ)の表」を「次の表」に、「これらの表」を「同表」に、「昭和五十三年四月分」を「昭和五十四年四月分」に改め、同項の(ロ)の表を削り、(イ)の表を次のように改める。

附則に次の二表を加える。

附則別表第七(附則第十三条関係)

「十八万円」に改める。

普通恩給又は扶助料	普通恩給又は扶助料の基礎在職年の年数 に算入されている実在職年の年数	金額
六十五歳以上の者に給する 普通恩給	普通恩給についての最短恩給年限以上	六四七、〇〇〇円
	九年以上普通恩給についての最短恩給 年限未満	四八五、三〇〇円
	九年未満	三三三、五〇〇円
六十五歳未満の者に給する 普通恩給(増加恩給)傷病 年金又は特例傷病恩給に併 給される普通恩給を除く。)	普通恩給についての最短恩給年限以上	四八五、三〇〇円
	九年以上	四八五、三〇〇円
六十五歳未満の者で増加恩 給、傷病年金又は特例傷病恩 給を受けるものに給する 普通恩給	九年未満	三三三、五〇〇円
扶助料	九年未満	三一五、〇〇〇円
普通恩給についての最短恩給年限以上	九年未満	二一〇、〇〇〇円

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

3 第一項に規定する普通恩給又は扶助料で、

八十歳以上の者に給するものの昭和五十四年六月分以降の年額に関する同項の規定の適用

については、同項中「三百分の一(その超える年数が十三年に達するまでは、三百分の一)」とあるのは、「三百分の一」とする。

第七条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「昭和五十三年三月三十日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改め

「二八四、〇〇〇円」に、「九〇〇、八〇〇円」を「二、〇二六、八〇〇円」に、「七一、八〇〇円」を「八二〇、三〇〇円」に、「六六、五〇〇円」を「七四七、八〇〇円」に、「六〇三、八〇〇円」を「八二〇、三〇〇円」に、「六六、五〇〇円」を「五三九、〇〇〇円」に、「三六九、八〇〇円」を「四三四、八〇〇円」に、「三二七、八〇〇円」を「六八七、八〇〇円」に、「四七〇、三〇〇円」を「五三九、〇〇〇円」に、「三六九、八〇〇円」を「九万六千円」を「十万八千円」に改め、同条第三項

附則第十三条第二項の表中「二、二四四、〇〇〇円」を「二、四五二、五〇〇円」に、「一、八四五、〇〇〇円」を「一、〇一七、八〇〇円」に、「一、四九二、八〇〇円」を「一、六五、〇〇〇円」に、「一、一四八、三〇〇円」を「一、

万六千円」に改め、同条第四項中「十五万円」を

「十八万円」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第二条中恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、附則第十四条第二項の改正規定、附則第三項を削る改正規定、同条第四項の改正規定及び同項を同条第三項とする改正規定、附則第十七条の改正規定(金額を改める部分を除く。)附則第四十四条の二の次に一条を加える改正規定、附則別表第三の改正規定及び附則に一表を加える改正規定並びに第三条中旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号。以下「法律第百七十七号」という。)第三条第二項の改正規定(金額を改める部分を除く。)及び別表の改正規定は、昭和五十四年十月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の恩給法第五十一条ノ四第一項、第六十五条第二項、第七十

五条第二項及び別表第一号表から別表第五号表までの規定、第二条の規定による改正後の法律第百五十五号附則第二十二条の三、第二

十七条ただし書、附則別表第一及び附則別表八条ノ四第一項、第六十五条第二項、第七十

五条第二項及び別表第一号表から別表第五号表までの規定、第二条の規定による改正後の法律第百五十五号附則第二十二条の三、第二

四から附則別表第六までの規定、第三条の規定による改正後の法律第百七十七号第三条

官 報 (号 外)

四月分以降、その年額（法律第八十一号附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第八十一号附則第十三条第一項に規定する年額に改定する。

第十三第三項の規定による年額の加給をされた特例傷病恩給については、昭和五十四年六月分以降、その加給の年額を、十八万円に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)

昭和五十四年四月分及び同年五月分の特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二号)附則別表第五」とする。

(扶助料等に関する経過措置)
第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十四年四月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについては一人につき三万二千四百円、その他の扶養遺族については一人につき一万二千円として算出して得た年額に改定する。

第十条 法律第五十一号附則第十四条第一項又は

十四年四月分以降、その加給の年額を、十万八千円に改定する。

扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給
又は特例傷病恩給については、昭和五十四年四月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち

（増加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については六万六千円）、その他の扶養家族については一人につき一万二千円として算出して得た年額に改定する。

5 恩給法第六十五条第六項の規定による年額の
加給をされた増加恩給又は法律第八十一号附則

第十三条第四項の規定による年額の加給をされ
た特例傷病恩給については、昭和五十四年六月
分以降、その加給の年額を、十八万円に改定す
る。

(扶助料等に関する経過措置)

第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助
料については、昭和五十四年四月分以降、その
加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについ
ては一人につき三万二千四百円、その他の扶養
遺族については一人につき一万二千円として算
出して得た年額に改定する。

第十条 法律第五十一号附則第十四条第一項又は
第二項の規定による年額の加算をされた扶助料
については、昭和五十四年六月分以降、その加
算の年額を、それぞれ改正後の法律第五十一号
附則第十四条第一項又は第二項に規定する年額
に改定する。

2 昭和五十四年四月分及び同年五月分の扶助料
の年額に係る加算に関する改正後の法律第五十
一号附則第十四条第一項ただし書の規定の適用
については、同項ただし書中「九十九万円」と
あるのは「八十八万四千円」と、「七八八万千円」
とあるのは「六十七万五千円」とする。

第十一條 昭和五十四年四月分及び同年五月分の
六十歳以上の者又は六十歳未満の妻で扶養遺族

である子（法律第五十一号附則第十四条第一項第一号に規定する扶養遭族である子をいう。次項において同じ。）を有するものに給する扶助料の年額に関する改正後の法律第二百二十一号附則

卷之三

第八条第一項の規定の適用については、同項の表の下欄中「四一〇、〇〇〇円」とあるのは「二七四、五〇〇円」と、「三一五、〇〇〇円」とあるのは「二八〇、九〇〇円」と、「三一〇、〇〇〇円」とあるのは「一八七、三〇〇円」とする。

昭和五十四年四月分から同年九月分までの六十歳未満の者（扶養遺族である子を有する妻を除く。）に給する扶助料の年額に関する改正後の法律第二百二十一号附則第八条第一項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第号）附則別表第六」とする。

第十二条 傷病者遺族特別年金については、昭和五十四年四月分以降、その年額を、改正後の法額に改定する。

昭和五十四年四月分及び同年五月分の傷病者
遺族特別年金の年額に関する改正後の法律第五
十一号附則第十五条第二項の規定の適用につい

では、同項中「十五万八千七百円」とあるのは「十四万三百円」と、「十一万九千円」とあるのは「十万五千二百円」とする。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十三条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十四年四月分以降、その年額を、改正後の法律第二百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(改正前の法律第二百五十五号附則第二百五十五号附則別表第六)に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第二百五十五号附則別表第六(大尉以下)の各階級に対応する仮定俸給年額の適用を受ける者で六十歳以上のものに係る普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第七)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸

給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみな
し、改正後の恩給法の規定によつて算出して得
た年額に改定する。

3 改正後の法律第百五十五号附則第十三条第三
項に規定する普通恩給又は扶助料については、
昭和五十四年十月分以降、その年額を、改正後

の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年
額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五
号附則別表第七の下欄に掲げる金額を退職又は
死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法
の規定によつて算出して得た年額に改定する。

4 昭和五十四年四月分及び同年五月分の扶助料
の年額に関する改正後の法律第百五十五号附
則第二十七条ただし書及び法律第百七十七号第三
条第二項ただし書の規定の適用については、こ
れらの規定中「九十一万八千円」とあるのは「八
十三万六千円」と、「七十万九千円」とあるのは
「六十二万七千円」とする。

(法律第百五十五号附則第十四条等の改正に伴
う経過措置)

第十四条 普通恩給又は扶助料で、改正後の法律

第百五十五号附則第十四条(改正後の法律第百
五十五号附則第十八条第二項、第二十三条第六
項及び第三十一条において準用する場合を含
む)又は附則第四十四条の三の規定の適用に伴
いその年額を改定すべきこととなるものの当該

改定は、昭和五十四年十月分から行う。

(職権改定)

第十五条 この法律の附則の規定による恩給年額
の改定は、附則第十三条第三項及び前条の規定
によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待
たずに行う。

(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十六条 この法律の附則の規定により恩給年額
を改定する場合において、当該規定により算出
して得た恩給年額に、五十円未満の端数がある
ときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の
端数があるときはこれを百円に切り上げた額を
もつて改定後の恩給年額とする。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十七条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定
は、昭和五十四年三月三十一日以前に給与事由
の生じた普通恩給についても、適用する。

附則別表第一(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
六七二、四〇〇円	六九九、三〇〇円
七〇一、七〇〇円	七三〇、七〇〇円
七三三、八〇〇円	七六三、〇〇〇円
七六四、五〇〇円	七九四、八〇〇円
七九六、〇〇〇円	八二七、五〇〇円
八一五、五〇〇円	八四七、七〇〇円
八三五、二〇〇円	八六八、一〇〇円
八五七、四〇〇円	八九一、一〇〇円
八八八、九〇〇円	九二三、八〇〇円
九一六、二〇〇円	九五一、一〇〇円
九四一、五〇〇円	九七八、三〇〇円
九七一、三〇〇円	一、〇一〇、三〇〇円
一、〇〇三、四〇〇円	一、〇四一、五〇〇円
一、〇三七、四〇〇円	一、〇七七、八〇〇円
一、〇七一、六〇〇円	一、一一三、二〇〇円
一、一一四、三〇〇円	一、一五七、五〇〇円
一、一四一、五〇〇円	一、一八五、七〇〇円
一、一七六、七〇〇円	一、二三三、二〇〇円
一、一二〇、八〇〇円	一、二五七、六〇〇円
一、二七九、〇〇〇円	一、三一八、三〇〇円
一、二九七、二〇〇円	一、三四七、二〇〇円
一、三四九、六〇〇円	一、四〇一、五〇〇円
一、四一九、三〇〇円	一、四七三、八〇〇円
一、四九六、一〇〇円	一、五五三、六〇〇円

官報(号外)

一、五三五、五〇〇円	一、五九四、三〇〇円	三、八〇四、八〇〇円	三、九三〇、一〇〇円
一、五七一、九〇〇円	一、六三三、一〇〇円	三、八八三、〇〇〇円	四、〇一〇、二〇〇円
一、六二六、三〇〇円	一、六八八、五〇〇円	四、〇四二、九〇〇円	四、一七三、九〇〇円
一、六五七、九〇〇円	一、七二一、二〇〇円	四、一一五、七〇〇円	四、二四八、五〇〇円
一、七四九、四〇〇円	一、八一六、〇〇〇円	四、一一〇、一〇〇円	四、三三四、九〇〇円
一、七九四、六〇〇円	一、八六二、七〇〇円	四、三五二、八〇〇円	四、四九一、三〇〇円
一、八四二、一〇〇円	一、九一一、八〇〇円	四、五一八、三〇〇円	四、六五八、七〇〇円
一、九三三、四〇〇円	一、〇〇六、一〇〇円	四、五九八、七〇〇円	四、六九一、三〇〇円
一、〇一五、七〇〇円	一、一一六、〇〇〇円	四、六七四、七〇〇円	四、七三一、一〇〇円
一、〇四九、五〇〇円	一、一一〇、四〇〇円		
一、一二五、七〇〇円	一、一一〇四、七〇〇円		
一、一二三三、七〇〇円	一、三一六、三〇〇円		
一、三四〇、七〇〇円	一、四二六、八〇〇円		
一、四〇六、八〇〇円	一、四五五、一〇〇円		
一、四七一、二〇〇円	一、五六一、六〇〇円		
一、六〇一、〇〇〇円	一、六九六、八〇〇円		
一、七三〇、〇〇〇円	一、八二九、〇〇〇円		
一、七五五、一〇〇円	一、八五四、九〇〇円		
一、八五五、二〇〇円	一、九五七、七〇〇円		
一、九八一、七〇〇円	三、〇八七、三〇〇円		
三、一〇七、八〇〇円	三、二一六、四〇〇円		
三、一〇九、〇〇〇円	三、三四四、六〇〇円		
三、三一一、七〇〇円	三、四二五、二〇〇円		
三、三九六、一〇〇円	三、五一、六〇〇円		
三、五五八、一〇〇円	三、六七七、六〇〇円		
三、七三二、一〇〇円	三、八四五、五〇〇円		

附則別表第二(附則第三条関係)

不具廐疾の程度	年	額
特 別 項 症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額	
第 一 項 症		三、一一〇、〇〇〇円
第 二 項 症		一、五五七、〇〇〇円
第 三 項 症		一、〇六八、〇〇〇円
第 四 項 症		一、五九一、〇〇〇円
第 五 項 症		一、二四九、〇〇〇円
第 六 項 症		九八七、〇〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が六七二、四〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇三七を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が四、六七四、七〇〇円を超える場合においては、当該俸給年額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

附則別表第三(附則第四条関係)

傷病の程度	金額
第一款症	三、三〇九、〇〇〇円
第二款症	二、七四六、〇〇〇円
第三款症	二、三五五、〇〇〇円
第四款症	一、九三五、〇〇〇円
第五款症	一、五五二、〇〇〇円

附則別表第四(附則第六条関係)

傷病の程度	年齢
第一款症	八三七、〇〇〇円
第二款症	六五二、〇〇〇円
第三款症	五一三、〇〇〇円
第四款症	四五四、〇〇〇円

附則別表第五(附則第七条関係)

不具廐疾又は傷病の程度	年齢
特別項症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
第一項症	二、三三二、五〇〇円
第二項症	一、九一七、八〇〇円
第三項症	一、五五一、〇〇〇円
第四項症	一、一九四、〇〇〇円
第五項症	九三六、八〇〇円
第六項症	七四〇、三〇〇円
第一款症	六八七、八〇〇円
第二款症	六二七、八〇〇円
第三款症	四八九、〇〇〇円

扶助料	金額
六十歳未満の妻又は子に給する扶助料(妻又は子に給する扶助料を除く)	三二三三、五〇〇円
九年未満	三四一、五〇〇円

扶定俸給年額	金額
一、八六二、七〇〇円	一、八一六、〇〇〇円
一、四七三、八〇〇円	一、四〇一、五〇〇円
一、二五七、六〇〇円	一、二三三、二〇〇円
一、一五七、五〇〇円	一、一一三、二〇〇円
九五二、一〇〇円	九二三、八〇〇円
八九一、一〇〇円	八六八、一〇〇円
八六八、一〇〇円	八四七、七〇〇円
七九四、八〇〇円	七六三、〇〇〇円

〔桧垣徳太郎君登壇、拍手〕

○桧垣徳太郎君 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現行の恩給年額を昭和五十三年度

における國家公務員給与の改善を基礎として、本年四月分以降平均三・六%増額するとともに、普通恩給等の最低保障額の引き上げ、旧軍人等の計算年の年額計算への算入要件の緩和、八十歳以上の高齢者に対する算出率の特例措置の改善、短期在職者並びに旧海軍特務士官等の仮定俸給の改善

等を行なはが、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録に譲りたいと存じます。

国家公務員共済組合法等の規定による既裁定年金の額を恩給の改正内容に準じて引き上げることを中心とする内容とする修正案が提出されました。

別に討論もなく、採決に入りましたところ、野田委員提出の修正案は否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、林理事より恩給受給者の処遇改善に関する各党共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第四より第一八までの請願を一括して議題といたします。

官報(号外)

審査報告書(文教委員会第一号)
一、議院の会議に付するを要するもの
第一〇号 養護学校の義務化に伴う教育整備等に関する請願
第五三号 大幅私学助成に関する請願
第六五号、第一一四号、第一四七号 教育の保障に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。

審査報告書(内閣委員会第一号)
一、内閣に送付するを要するもの
第一〇八号 重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願
第三五号、第一一二号、第一一三号 元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。

審査報告書(社会労働委員会第一号)
一、内閣に送付するを要するもの
第一一〇号 重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願
第一一〇号 重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。

審査報告書(内閣委員会第一号)
一、内閣委員会
一、内閣に送付するを要するもの
第一一〇号 旧軍人恩給等の改善に関する請願
第一一〇号 重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願
第一一〇号 重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。

審査報告書(内閣委員会第一号)
一、内閣に送付するを要するもの
第一一〇号 旧軍人恩給等の改善に関する請願
第一一〇号 重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願
第一一〇号 重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十四年九月六日

参議院議長 安井 謙殿 文教委員長 望月 邦夫

審査報告書(商工委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

第一四九号 出版物再販制の廃止反対に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十四年九月六日

参議院議長 安井 謙殿 商工委員長 福岡日出磨

審査報告書(内閣委員会第一号)

一、内閣に送付するを要するもの

第一四九号 第一一号、第一七号、第二九号、第三五号、第一一二号、第一一三号 元陸海軍

従軍看護婦の処遇に関する請願

第一四号、第一五号、第一六号 旧軍人恩給等の改善に関する請願

第一一〇号 重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願

第六四号、第一四八号 公立保育所の増設等に関する請願

第一一〇号、第一一〇五号 重度戦傷病者と家族の援護に関する請願

第一一〇六号 一般戦死戦没者の遺族援護に関する請願

第一一〇六号 重度戦傷病者に対する処遇改善に関する請願

社会労働委員会
一、社会保障制度等に関する調査

農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査

商工委員会
一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会
一、運輸事情等に関する調査

通信委員会
一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会
一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する調査

議院運営委員会
一、議院及び國有財産の管理に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関する特別委員会

交通安全管理委員会
一、交通安全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査

公害対策及び環境保全特別委員会
一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

交通安全対策特別委員会
一、交通安全対策樹立に関する調査

公害対策特別委員会
一、公害対策樹立に関する調査

一、航空機輸入に関する調査

○議長(安井謙君) 本件は、各委員長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

○議長（安井謙君） 御異議ないと認めます。よつて、本件は各委員長要求のとおり決しました。
これにて休憩いたします。

午後四時四十八分休憩
「休憩中衆議院が解散され、同時に本院は閉会となつた」

出席者は左のとおり。

副議長
秋山 安井
長造君 謙君

和泉	渡部	太田
照雄君	通子君	淳夫君
義治君	計君	啓典君
内田	塩出	松沢
藤原	矢原	秀男君
房雄君	善利君	政彦君
忠雄君	道一君	長年君
馬場	三木	向井
柄谷	木島	多田
阿部	黒柳	古賀
憲一君	矢追	白木
富君	秀彦君	義一郎君
道一君	明君	雷四郎君
馬場	則夫君	恒男君
柄谷	文兵衛君	邦彦君
阿部	正義君	中尾
憲一君	ヤス君	小平
富君	利次君	新谷寅三郎君
道一君	文造君	芳平君
馬場	大君	辰義君
柄谷	利次君	向井
阿部	柏原	省吾君
憲一君	中村	多田
富君	二宮	木島
道一君	柏原	黒柳
馬場	原崎	矢追
柄谷	中村	秀彦君
阿部	宮崎	明君
憲一君	原崎	則夫君
富君	文兵衛君	正義君
道一君	柏原	利次君
馬場	中村	文造君
柄谷	二宮	大君
阿部	柏原	利次君
憲一君	中村	柏原
富君	二宮	原崎
道一君	柏原	中尾
馬場	原崎	小平
柄谷	中村	新谷寅三郎君
阿部	二宮	芳平君
憲一君	柏原	辰義君
富君	中尾	向井

上原	山田	有田	市川	喜屋武真榮君	正吉君
				房枝君	勇君
				弘君	一寿君
				英夫君	田
				純三君	谷崎
				拡君	鈴木
				正一君	岩崎
				後藤	浅野
				吉田	鈴木
				遠藤	岩崎
				平井	喜屋武
				中山	正吉君
				片山	田
				藤井	谷崎
				土屋	鈴木
				木村	喜屋武
				片山	正英君
				坂元	太郎君
				丸茂	義彦君
				小澤	太郎君
				源田	正英君
				二木	喜屋武
				前田	田
				真鍋	谷崎
				山本	喜屋武
				竹内	正吉君
				成相	喜屋武
				福島	喜屋武
				上條	喜屋武
				森下	喜屋武
				細川	喜屋武
				勝久君	喜屋武
				春秋君	喜屋武
				護熙君	喜屋武
				安孫子	喜屋武

下村	江田	五月君	秦君	北	青島	前島英三郎君	幸男君	豐君	北	高橋	下条進一郎君	圭三君	伊江	長谷川	糸山英太郎君	塙垣徳太郎君	寺下	岩藏君	糸山英太郎君	朝雄君	追君	小林	國司君	河本嘉久藏君	又三君	鳩崎	均君	長田	裕二君	八木	一郎君	郡	祐一君	熊谷太三郎君	武徳君	園田	昭子君	山東	加藤	武徳君	清充君	圓田	久興君	魯井	三浦	八水君	山上	二郎君	田代由紀男君	高平	公友君	中村	啓一君	野呂田芳成君	邦夫君	堀内	俊夫君	中村	望月	福岡日出磨君	青井	政美君	十朗君
----	----	-----	----	---	----	--------	-----	----	---	----	--------	-----	----	-----	--------	--------	----	-----	--------	-----	----	----	-----	--------	-----	----	----	----	-----	----	-----	---	-----	--------	-----	----	-----	----	----	-----	-----	----	-----	----	----	-----	----	-----	--------	----	-----	----	-----	--------	-----	----	-----	----	----	--------	----	-----	-----

青木	薪次君	正雄君	吉夫君	大島	井上
志苦	裕君	吉田	友治君	稻嶺	植木
大谷藤之助君	正利君	佐々木	一郎君	西村	上田
堀俊二君	穏君	楠	光教君	塙見	徳永
陳平君	牧君	降矢	正俊君	佐々木	佐々木
庄君	敬雄君	敬雄	正俊君	降矢	降矢
広君	理君	理君	滿君	村沢	秦野
照美君	勝君	案納	村	野末	永野
元彦君	仪作君	石本	佐	降矢	降矢
郁子君	安永	菅野	佐	佐	佐
明君	玉置	玉置	佐	佐	佐
逢郎君	英行君	英行君	佐	佐	佐
大谷藤之助君	義作君	義作君	佐	佐	佐
吉田	佐藤	佐藤	佐	佐	佐
山中	前	前	佐	佐	佐
内藤	松	松	佐	佐	佐
吉田	小野	小野	佐	佐	佐
瀬谷	佐藤	佐藤	佐	佐	佐
金井	石本	石本	佐	佐	佐
菅野	菅野	菅野	佐	佐	佐
玉置	玉置	玉置	佐	佐	佐
英行君	英行君	英行君	佐	佐	佐
元彦君	元彦君	元彦君	佐	佐	佐
郁子君	郁子君	郁子君	佐	佐	佐
明君	明君	明君	佐	佐	佐
逢郎君	逢郎君	逢郎君	佐	佐	佐
大谷藤之助君	義作君	義作君	佐	佐	佐
吉田	吉田	吉田	佐	佐	佐

石破大鷦	二朗君
安田初村滝	一郎君
山崎童馬君	隆明君
鍋島智君	淑子君
江藤直紹君	金五君
町村智君	正明君
藤田最上	進君
冨山田雅也君	雅也君
高杉幸也君	幸也君
広田忠雄君	忠雄君
久保武一君	武一君
佐藤幸一君	幸一君
坂野重郎君	重郎君
片山寛子君	寛子君
浜本道忠君	道忠君
久次米健太郎君	健太郎君
内藤三郎君	三郎君
片岡勝治君	勝治君
松本英一君	英一君
甚市君	甚市君
万三君	万三君
三郎君	三郎君
坂倉謙三君	謙三君
下田昇君	昇君
大森京子君	京子君
猪山昭君	昭君
安恒洋子君	洋子君
安武知君	知君
大木敏雄君	敏雄君
小巻哲君	哲君
福間正吾君	正吾君
野田知君	知君

國務大臣

赤桐	小笠原貞子君
小山	立木 宮の原貞光君
田中	一平君 操君
濫谷	野口 忠夫君
三原	市川 正一君 洋君
朝雄君	小谷 川村 藤田 清一君 守君 進君
	吉田忠三郎君
	小柳 河田 上田耕一郎君 勇君 賢治君
	古井 圃田 金子 内藤晉三郎君 橋本龍太郎君 渡辺美智雄君 江崎 真澄君 森山 欽司君 白瀧 仁吉君 栗原 祐幸君 渡海元三郎君

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十
四条の三により承認を求めます。

昭和五十四年九月六日

参議院議長 安井 謙殿
内閣委員長 桜垣徳太郎

調査承認要求書

一、事件の名称 地方行政の改革に関する調査
一、目的 地方行政制度の改善 地方財政及び
地方税制の確立、警察、消防等の問題について
て調査研究する。

一、方法 政府、地方公共団体その他関係方面
より意見聴取及び資料の収集並びに実地調査
を行う。

一、期間 本期国会開会中
四条の三により承認を求めます。
昭和五十四年九月六日

参議院議長 安井 謙殿
地方行政委員長 永野 嶽雄

調査承認要求書

一、事件の名称 檢察及び裁判の運営等に関する
調査
一、目的 法務、検察及び裁判の民主的能率的
運営をはかるため、これを推進改善するよう
全般的検討を加えるとともに、人権侵犯その
他個々の重要な問題について適切な措置を講
ずる。

一、方法 政府、関係方面から説明及び意見を
収集、実地調査等を行う。

聴取し、資料を収集し、必要に応じて実地調
査を行う。

一、期間 本期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十
四条の三により承認を求めます。

昭和五十四年九月六日

参議院議長 安井 謙殿
法務委員長 峯山 昭範

調査承認要求書

一、事件の名称 國際情勢等に関する調査
一、目的 現下の外交上の重要問題を調査研究
し、国際情勢の把握に努める。

一、方法 関係各方面から説明及び意見を聴取
するとともに資料を収集し、かつ、必要に応
じて現地調査を行う。

一、期間 本期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十
四条の三により承認を求めます。
昭和五十四年九月六日

参議院議長 安井 謙殿
外務委員長 菅野 優作

調査承認要求書

一、事件の名称 檢察及び裁判の運営等に関する
調査
一、目的 税制改正、金融政策の確立、国有財
産の管理及び専売事業の適正なる運営等に資
する。

一、方法 関係方面から意見を聴取し、資料を収
集し、必要に応じて実地調査を行う。

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十
四条の三により承認を求めます。

昭和五十四年九月六日

参議院議長 安井 謙殿
大蔵委員長 坂野 重信

調査承認要求書

一、事件の名称 教育、文化及び学術に関する
調査
一、目的 現下の外交上の重要問題を調査研究
し、教育、文化及び学術の健全なる発展に資
する。

一、方法 関係各方面から意見を聴取し、資料を収
集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 本期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十
四条の三により承認を求めます。
昭和五十四年九月六日

参議院議長 安井 謙殿
文教委員長 望月 邦夫

調査承認要求書

一、事件の名称 租税及び金融等に関する調査
一、目的 社会保障制度等に関する調査

一、目的 社会保障、社会福祉及び公衆衛生等
に関する諸問題について調査を行い、適切な
施策の樹立に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収
集し、必要に応じて実地調査を行う。

集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 本期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十
四条の三により承認を求めます。

昭和五十四年九月六日

参議院議長 安井 謙殿
社会労働委員長 久保 亘

調査承認要求書

一、事件の名称 農林水産業の振興及び農林漁家経済
の安定に関する諸問題について調査研究を行
い、適切な諸施策の樹立に資する。

一、方法 関係各方面的意見を徴し、資料を収
集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 本期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十
四条の三により承認を求めます。
昭和五十四年九月六日

参議院議長 安井 謙殿
社会労働委員長 久保 亘

調査承認要求書

一、事件の名称 農林水産業の振興及び農林漁家経済
の安定に関する諸問題について調査研究を行
い、適切な諸施策の樹立に資する。

一、方法 関係方面から意見を聴取し、資料を収
集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 本期国会開会中

外務委員長 菅野 儀作
参議院議長 安井 謙殿
継続調査要求書

一、調査事件 税金及び金融等に関する調査
一、理由 本調査は、その対象が広範多岐にわたりており、慎重な調査を行う必要があるため、閉会の場合においても継続して調査を行いたい。

右のとおり議決した。よつて参議院規則第五十条により要求します。

昭和五十四年九月七日

大蔵委員長 坂野 重信

参議院議長 安井 謙殿
継続調査要求書

一、調査事件 教育、文化及び学術に関する調査

一、理由 本調査は、その対象が広範多岐にわたりており、かつ、その性質上実情に即して一貫して調査を行う必要があるので、閉会の場合においても継続して調査を行いたい。

右のとおり議決した。よつて参議院規則第五十条により要求します。

昭和五十四年九月七日

文教委員長 望月 邦夫

参議院議長 安井 謙殿
継続調査要求書

一、調査事件 農林水産政策に関する調査
一、理由 本調査は、その対象が広範多岐にわたりて、引き続き調査を行う必要があるので、閉会の場合においても継続して調査を行いたい。

右のとおり議決した。よつて参議院規則第五十条により要求します。

昭和五十四年九月七日

農林水産委員長 久次米健太郎

参議院議長 安井 謙殿
継続調査要求書

一、調査事件 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
一、理由 本調査は、その対象が広範多岐にわたりており、引き続き慎重な調査を行う必要があるので、閉会の場合においても継続して調査を行いたい。

右のとおり議決した。よつて参議院規則第五十条により要求します。

昭和五十四年九月七日

建設委員長 浜本 万三

参議院議長 安井 謙殿
継続調査要求書

一、調査事件 予算の城行状況に関する調査
一、理由 本調査は、今後の予算審査に資するため、広く国民経済上の諸問題との関連を見つつ調査を行う必要があるので、閉会の場合においても継続して調査を行いたい。

右のとおり議決した。よつて参議院規則第五十条により要求します。

昭和五十四年九月七日

予算委員長 町村 金五

参議院議長 安井 謙殿
継続調査要求書

一、調査事件 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
一、理由 本調査は、その対象が広範多岐にわたりて、閉会の場合においても継続して調査を行いたい。

右のとおり議決した。よつて参議院規則第五十条により要求します。

昭和五十四年九月七日

通信委員長 矢田部 理

参議院議長 安井 謙殿
継続調査要求書

一、調査事件 社会保障制度等に関する調査
一、理由 本調査は、その対象が広範多岐にわたりて、引き続き慎重な調査を行う必要があるので、閉会の場合においても継続して調査を行いたい。

右のとおり議決した。よつて参議院規則第五十条により要求します。

昭和五十四年九月七日

労働問題に関する調査

参議院議長 安井 謙殿
継続調査要求書

一、調査事件 建設事業並びに建設諸計画に関する調査
一、理由 建設事業並びに建設諸計画に関する諸問題については、慎重なる調査を要するものが多々あるので、閉会の場合においても継続して調査を行いたい。

右のとおり議決した。よつて参議院規則第五十条により要求します。

右のとおり議決した。よつて参議院規則第五十一条により要求します。

右のとおり議決した。よつて参議院規則第五十条により要求します。

右のとおり議決した。よつて参議院規則第五十一条により要求します。

査を行いたい。

右のとおり議決した。よつて參議院規則第五十
三条により要求します。

昭和五十四年九月七日

決算委員長 志苦 裕
參議院議長 安井 謙殿
繼續調査要求書

一、調査事件 沖縄及び北方問題に關しての対
策樹立に關する調査
一、理由 本調査は、その対象が広範多岐にわ
たるため、引き続き調査を行う必要があるの
で、閉会の場合においても繼續して調査を行
いたい。

右のとおり議決した。よつて參議院規則第五十
三条により要求します。

昭和五十四年九月七日

沖縄及び北方問題に
關する特別委員長 西村 尚治
參議院議長 安井 謙殿
繼續調査要求書

一、調査事件 災害対策樹立に關する調査
一、理由 本調査は、その万全を期するため、
災害発生の実情を調べその対策を確立する等
調査すべき問題が多いので、閉会の場合にお
いても繼續して調査を行いたい。

右のとおり議決した。よつて參議院規則第五十
三条により要求します。

昭和五十四年九月七日

災害対策特別委員長 青木 薫次

參議院議長 安井 謙殿

繼續調査要求書

一、調査事件 公害及び環境保全対策樹立に關
する調査
一、理由 本調査は、その対象が広範多岐にわ
たるため、引き続き慎重な調査を行う必要が
あるので、閉会の場合においても繼續して調
査を行いたい。

右のとおり議決した。よつて參議院規則第五十
三条により要求します。

昭和五十四年九月七日

公害対策及び環境
保全特別委員長 小山 一平
參議院議長 安井 謙殿
繼續調査要求書

一、調査事件 交通安全対策樹立に關する調査
一、理由 本調査は、その範囲が広く、今後も
引き続き慎重な調査を行う必要があるので、
閉会の場合においても繼續して調査を行いた
い。

右のとおり議決した。よつて參議院規則第五十
三条により要求します。

昭和五十四年九月七日

交通安全対策特別委員長 日黒今朝次郎
參議院議長 安井 謙殿
繼續調査要求書

一、調査事件 災害対策樹立に關する調査
一、理由 本調査は、その万全を期するため、
災害発生の実情を調べその対策を確立する等
調査すべき問題が多いので、閉会の場合にお
いても繼續して調査を行いたい。

右のとおり議決した。よつて參議院規則第五十
三条により要求します。

昭和五十四年九月七日

災害対策特別委員長 青木 薫次

たるため、閉会の場合においても繼續して調
査を行いたい。

右のとおり議決した。よつて參議院規則第五十
三条により要求します。

昭和五十四年九月七日

物価等対策特別委員長 夏目 忠雄
參議院議長 安井 謙殿
繼續調査要求書

右のとおり議決した。よつて參議院規則第五十
三条により要求します。

昭和五十四年九月七日

公職選舉法改正に
關する特別委員長 原 文兵衛
參議院議長 安井 謙殿
繼續調査要求書

一、調査事件 交通安全管理に關する調査
一、理由 本調査は、その範囲が広く、今後も
引き続き慎重な調査を行う必要があるので、
閉会の場合においても繼續して調査を行いた
い。

右のとおり議決した。よつて參議院規則第五十
三条により要求します。

昭和五十四年九月七日

公職選舉法改正に
關する特別委員長 原 文兵衛
參議院議長 安井 謙殿
繼續調査要求書

一、調査事件 科学技術振興対策樹立に關する
調査
一、理由 本調査は、その対象が広範多岐にわ
たつており、慎重な調査を行う必要があるの
で、閉会の場合においても繼續して調査を行
いたい。

右のとおり議決した。よつて參議院規則第五十
三条により要求します。

昭和五十四年九月七日

災害対策特別委員長 青木 薫次

科学技術振興対
策特別委員長 塩出 啓典

參議院議長 安井 謙殿
繼續調査要求書

一、調査事件 航空機輸入に關する調査
一、理由 本調査は、その性質上、慎重かつ迅
速な調査を必要とするため、閉会の場合にお
いても繼續して調査を行いたい。

右のとおり議決した。よつて參議院規則第五十
三条により要求します。

昭和五十四年九月七日

航空機輸入に
關する特別委員長 二木 謙吾
參議院議長 安井 謙殿
繼續調査要求書

一、調査事件 牛乳販売店の経営の安定と牛乳の消費拡大に
する質問主意書(市川正一君提出)
參議院議長 安井 謙殿
繼續調査要求書

本日内閣から次の答弁書を受領した。
參議院議員市川正一君外一名提出小人症への国
の対策強化に関する質問に対する答弁書
本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。
医薬品副作用被害救済基会法
薬事法の一部を改正する法律
恩給法等の一部を改正する法律

本日議院において採択した養護学校の義務化に伴
う教育整備等に関する請願外三十件の請願は、即
日これを内閣に送付した。

本日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員に
任命したいので、宇宙開発委員会設置法第七条第

一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記
(七月二十五日辞任の細島毅の後任)

山内 正男
(外) (号)

本日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したいので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記
(九月三十日任期満了による再任)

今井 久

本日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したいので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五条第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記
(九月七日任期満了による再任) 高橋 勝好

本日内閣から、左記の者を日本電信電話公社委員会委員に任命したいので、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記
(同日任期満了による再任) 吉國 一郎

本日本院は、宇宙開発委員会委員に山内正男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
本日本院は、國家公安委員会委員に今井久君を任

命することに同意した旨内閣に通知した。

本日本院は、中央社会保険医療協議会委員に高橋勝好君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

横田都君及び吉國一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

本日本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに地方行政委員会

電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保険制度等に関する調査

二、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査

科学技術振興対策特別委員会

一、航空機輸入に関する調査

航空機輸入に関する調査

別紙詔書が発せられた旨衆議院議長へお伝えいたしました。

右お知らせいたします。

昭和五十四年九月七日
内閣総理大臣 大平 正芳
参議院議長 安井 謙殿
(別紙)

日本国憲法第七条により、衆議院を解散する。

内閣総理大臣 大平 正芳
御名 御璽

昭和五十四年九月七日
内閣総理大臣 大平 正芳
御名 御璽

日本国憲法第七条により、衆議院を解散する。

内閣総理大臣 大平 正芳
御名 御璽

昭和五十四年九月七日
内閣総理大臣 大平 正芳
御名 御璽

日本国憲法第七条により、衆議院を解散する。

内閣総理大臣 大平 正芳
御名 御璽

官 報 (号) 外

小人症への国の対策強化に関する質問主意書

高校生や大人になつても、身長が百三十センチメートル前後にしか伸びないなどの成長障害者は、約三千人といわれる下垂体性小人症患者も含め、全国で十二万人を超えると指摘されている。

また、その種類も十指を上回り、小人症患者の多くは、背が低いことだけを理由に進学や就職で差別を受け、周囲からは好奇の目で見られるなど、つらく苦しい状態におかれている。

とりわけ、軟骨異常養症、ターナー症候群、ダウン症候群、発見の遅れたクレチン症などは、原因や有効な治療方法が未解明という暗澹たる状況のもとで、親子ともきびしい毎日をおくつている。

また、治療薬「ヒト成長ホルモン」の開発により、治療が可能になつた下垂体性小人症についても、「ヒト成長ホルモン」をすべて外国からの輸入に依存しているため、供給が不安定で、かつ必要量に比較して深刻な不足状態がつづいている。このため、治療待機中の患者は、「早く治療をしないと背が伸びなくなる」と不安と焦燥にさらされている。

加えて、下垂体性小人症は、小児慢性特定疾患の治療研究事業として十八歳で公費負担が打ち切られるため、背が伸びることがわかつて、治療をかかわらず、高額の自己負担に耐えきれず、治療を途中で断念し、「一生を小人症のままで終る」とい

う、悲愴な決意をしなければならない青年も生れています。

政府は、これまで下垂体性小人症などの対策に、漸次取り組んできたが、下垂体性小人症も含めて国としての小人症対策は依然として立ち遅れていますと言わざるをえない。

諸外国では、国からの資金援助で治療不可能とされている軟骨異常養症、ターナー症候群、ダウン症候群などの治療研究や、合成成長ホルモンの研究等がすすめられているといわれている。実際に、最近アメリカにおいては成長ホルモンの合成に成功したとの報道も伝えられている。

ところが、近年、医学の発達にもかかわらずわが国においては、こうした研究は、民間組織の「成長科学協会」や、個人の医学者まかせとなつておらず、國としての有効な援助策は講じられていない。

こうしたなかで、ここ数年、患者、家族を中心にして「小人症患者に光を」を合言葉に、全国各地で「小人症の子どもを持つ親の会」が結成され、おたがいに激励し合いながら、「たとえ一センチメートルでも背が伸びて欲しい」という切迫した気持から、國の対策強化を訴えつづけている。政府は、この切実な訴えに誠実に応えるべきであると考える立場から、以下質問する。

一 下垂体性小人症患者は、治療可能な患者だけでも約三千人にのぼると言われている。ところが、その治療薬「ヒト成長ホルモン」は、すべて

がスウェーデンなど外国からの輸入で、輸入量は約九百人分にすぎず、大きく不足している。

このため、多くの患者が治療の順番を一日千秋の思いで待機している。また治療中の患者も、治療をつづければ背が伸びることがわかつて、ながら、男百五十五センチメートル、女百五十センチメートルまで伸びると治療を打ち切られている。

こうした実情を打開し、必要量を安定的に確保するためには、「ヒト成長ホルモン」の国产化が不可欠と思うがどうか。

国产化のためには、遺体からの脳下垂体の収集が必要であり、現在、財団法人「成長科学協会」を中心とした仕事がすすめられている。

厚生省は、啓發費として「成長科学協会」への補助金を来年度予算で要求する意向と聞いていますが、これだけでは不十分であり、脳下垂体収集等についての国からの補助や国民への協力よびかけなど、国产化のための総合的な対策を講ずる必要がありますが、國として国产化のためどのような対策を今後講ずるつもりか。

二 アメリカにおいて成長ホルモンの合成に成功したことが伝えられているが、その実用化のためにわが国としても、こうした研究開発に国として予算措置を講ずるなど、積極的に取り組むべきではないか。

クレチン症については、すでにすべての新生児について検査を実施している地方自治体もありますが、國としてすべての新生児について検査する確立の必要性は、クレチン症だけでなくその他の小人症についても同様である。

クレチン症については、すでにすべての新生児について検査を実施している地方自治体もありますが、國としてすべての新生児について検査するようすではないか。

また、一歳児、三歳児、就学前、就学児など、現行の各段階での健診項目に小人症を加え

上げを検討する旨言明されているが、三十歳をこえても治療可能な患者がいることも考慮して、公費負担年齢引上げは治療終了時点までとすべきではないか。

四 軟骨異常養症、ダウント症候群、ターナー症候群など、原因や治療方法が未解明の各種の小人症について、原因や治療方法を解明するため、各種の小人症研究者への補助金制度を設けるなど国としてその研究促進に取り組むべきではないか。

五 小人症の早期発見と予防体制の確立も急務である。

たとえば、クレチン症などは新生児の段階で発見すれば治療が可能であるにもかかわらず検査をしなかつたため発見が遅れ、一生を小人症患者あるいは知能遅れとしておくらなければならぬという患者もいる。早期発見、予防体制確立の必要性は、クレチン症だけでなくその他の小人症についても同様である。

クレチン症については、すでにすべての新生児について検査を実施している地方自治体もありますが、國としてすべての新生児について検査するようすではないか。

また、一歳児、三歳児、就学前、就学児など、現行の各段階での健診項目に小人症を加え

るなど、早期発見体制の確立を整備すべきではないか。

また、予防体制についても、原因の解明、啓蒙活動などとあわせて国としての対策を講すべきではないか。

六 小人症患者の多くは、背が低いことだけを理由に、進学や就職で不适当に差別されている。

たとえば、公立高校を受験する場合、体力の問題から体育などが劣っているため、中学校側が公立高校を受験させないという例が多くていている。また、就職にしても、背が低いことを理由に面接試験で「臨時雇いとしてしか採用しない」と残酷な宣告をされた青年もある。

こうした実情は、ただちに改善さるべきである。国として具体的な対策をどう講ずるのか。右質問する。

官 報 (外)

内閣総理大臣 大平 正芳

学協会が行っているところであるが、政府としても、同事業の重要性は十分認識しており、脳下垂体の収集が円滑に行われるよう国民に対する啓蒙普及等を図つてまいりたい。

参議院議員市川正一君外一名提出小人症への国

の対策強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員市川正一君外一名提出小人症へ

ない。

四及び五について

染色体異常に起因するダウントン症候群及びターナー症候群については、心身障害の発生予防に関する総合的研究の中で心身障害の発生防止の立場から研究に取り組んでおり、また、下垂体

下垂体の収集が円滑に行われるよう国民に対する啓蒙普及等を図つてまいりたい。

なお、ヒト成長ホルモンの必要量を確保するため、年々輸入量の拡大を図つてきており、本年は、年間約千人分の確保が見込まれている。

二について

遺伝子工学を利用したヒト成長ホルモンの合成については、その実用化にまだ数年ないし十

数年を要するとされている段階であるので、当面、政府としてはその研究の推移に重大な関心

を払つてしまいたい。

性小人症については、前記研究班において早期発見技術、原因の究明等について調査研究が行われているところである。

なお、クレチン症については、昭和五十四年度から国の補助によりすべての新生児を対象としてマス・スクリーニング検査を実施しているところである。

下垂体性小人症については、現在、特定疾患

六について

間脳下垂体異常調査研究班が内分泌疾患に関する調査研究の一環として調査研究を行つてゐるところであるが、同研究班の業績報告によると、

ヒト成長ホルモンの治療効果は年齢に応じて限界があるとされており、治療効果の少ない患者

に対する治療研究費を負担することは考えてい

等を中心としてこれを行なうよう事業主を指導しているところであるが、今後ともそれらの指導を推進してまいりたい。

〔参照〕

九月六日議長において、左のとおり議席を変更した。

二四六	藤田
二四七	村田 秀三君
二四八	吉田忠三郎君
二四九	戸叶 武君
二五〇	小柳 勇君
二五一	阿貝根 登君

昭和五十四年九月七日 參議院會議錄第四号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物記可

定価 一部二二〇円
発行所 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 五八一四四二二(大代) T107